

# 平成28年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成28年 8月30日（火曜日） 開 議 午前 9時29分  
散 会 午後 2時22分

## ◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

## ○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 坂本康隆	

## ○欠席議員（1名）

22番 竹村広明

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

## ○議会事務局職員

事務局長 榎本守 事務局次長 柏木健司

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃                      議事調査課係長 藤 田 郁 也

---

（開議 午前 9時29分）

○副議長（坂本康隆君） おはようございます。

22番 竹村広明議長から所用のため、本日の会議を欠席させていただきたいとの届けがありましたので、御報告いたします。

ただいま申し上げたとおり、議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 一般質問

---

○副議長（坂本康隆君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

3番 船木孝明君。

はじめに、桃被害対策についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま議長の発言許可が出ましたので、桃被害対策についての質問をいたします。

質問の前に、参考資料を配付したいと思いますので、議長の許可をお願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） ただいま船木議員より申し出のありました資料配付については、これを許可いたします。それでは、これより資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

（事務局より資料配付）

○副議長（坂本康隆君） 船木議員、一般質問を続けてください。

○3番（船木孝明君）（質問席） 紀の川市は、全国の桃生産高が山梨、福島、長野に次いで和歌山は全国で4番目で、西日本ではトップの生産地であります。その約8割、9割が紀の川市で生産されています。また、日本第2の大きな市場、大阪青果市場（大果）では、味・品質ともトップクラスで、毎年生産を超える受注を受けております。

しかし、今年大変な異変が起き、桃農家にとっては最大の窮地に陥っています。それは、細菌病原菌による「せん孔病」が多発して果実に黒点が付着し、それがもとで腐敗して、桃として商品価値がなくなります。今、配付させていただきましたこの写真のとおりでございます。そして、この表紙にある平年の2～3割の収穫で、1年間、肥料・袋かけ、晩生については二重袋といって袋を二重にかけて、そうした作業と10回以上の防除など、

手抜きすることなく、丹精込めてつくった桃が大変なせん孔病で、ジュースか雑処分するしかないという、言葉でとてもあらわせない悲惨な状況で、桃農家にとっては本当に死活問題です。公務員や一般給与者の年間所得が突然3割から4割に減ったら大騒ぎになり、想像もできないことですが、ことしの桃農家では、その想像もできないことが現実になりました。さらに怖いのは、せん孔病は細菌病原菌が原因などで、来年からも発病の可能性が十分あり、最悪の場合は伐採ということになるかもしれません。

そうした中、平成26年、大阪堺市の美原地区一帯で病原菌ウメウイルス（PPV）が発生し、すぐに農水省神戸植物防疫センター、大阪府環境農水部が調査して、伝染病的病原菌で伐採し、全部焼却することにしました。現在もまだ、桃、梅、スモモの病原菌対策で研究が継続しています。また、ことし福島県桑折町では、5月にかつてなく果実に黒斑が多く発見されて、まちの要請で6月14日から既に農水省調査官と果樹試験場が現地で流行性せん孔病対策研究に入っております。

そこで質問です。現在の紀の川市の桃農家の被害状況を市としてどこまで把握しているのか。また、今後、国・県への支援、その他の対応をどう進めていくのか、質問させていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

船木議員の桃被害対策についての御質問に御答弁をさせていただきます。

ことしの桃の生産量につきましては、議員質問の内容にもありましたとおり、例年どおりの防除を行い、栽培したにもかかわらずせん孔病が多発し、桃生産農家にとって深刻な状況になっていますことはもちろん把握もしてございまして、市といたしましても事態の大きさを重く受けとめております。

J A 紀の里各選果場からの出荷は、8月7日時点の資料でございしますが、平成26年の出荷重量に比べまして1, 451トンの減、率では61%の水準にとどまっております。また、販売金額におきましても6億6, 821万円の減、率で申し上げますと69.5%となっております。平成27年産の不作に加えまして、平成28年産はせん孔病の蔓延による2年連続の厳しい状況でございします。

抜本的なせん孔病対策につきましては、国・県の果樹研究機関でせん孔病を駆除できる農薬の開発が不可欠ではございますが、効果的な防除薬剤につきましてはいまだに開発がされていないのが実情でございします。そうしたことも踏まえまして、県に対しましては耐病性品種の開発促進に努めていただくよう取り組みを進めてまいりたいと考えてございします。

また、対策といたしましては、県の研究機関でございします「かき・もも研究所」とJ A 紀の里営農部が今後の対応について既に協議を進めてございまして、9月にはしっかりとした防除マニュアルを桃生産農家に示すと伺っております。

さらに、平成27年度に設立されました「全国桃産地協議会」には、紀の川市・JA紀の里も加入してございます。この協議会は、国内外への販路拡大・売上向上を通じた桃農家の振興策を取りまとめ、全国産地の統一した声として国に要望活動を行う団体でございます。中村市長は、副会長に就任もしてございます。せん孔病は各産地でも発生していることから、今後におきましても国に対し予防対策の調査研究に加えまして、財政支援についても強く働きかけを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 一応対応として頑張っておられるということですが、次に、このせん孔病の原因というのは、4月、5月に花が落下して実が着果したころ、10メートルぐらいの風に病原菌が葉や実に付着し、病気が発生すると言われております。そのために、防風林や防風ネットの設置に病原菌に強い桃への改植、そういった補助金も含め、市がまとめて、県・国、農家の意見を取り上げて支援のほうをお願いしたいと思っております。

また、せん孔病が雪に残って越冬すると言われておりますので、秋・冬のボルドー液の一斉防除、これに対する薬剤の共同混合施設、薬を混合する場所でございます。桃山町にも2～3年前にありましたけども、市の給食センターが設立されまして、もう現在なくなっておりますので、そのような計画もこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、そうした支援のほうもよろしく願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 船木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の防除方法の計画的な取り組みにつきましては、先ほどの御答弁の中でも一部触れさせていただきましたが、議員も申されるとおり、地域が協力して病原菌の発見次第処分するとともに、薬剤の一斉散布を行い、風当たりの強い園では防風ネットや防風林を設けて風当たりを弱くすることが有効な手段と考えられてございます。

防風ネットの設置や改植等への支援につきましては、桃に限らず、優良品目・品種への転換、園地整備など産地計画を実現するために、国施策である「果樹経営支援対策事業」が制度化されてございまして、特に、改植・新植を実施すると、翌年度から4年分の未収益の栽培管理経費の支援が受けられるなど充実した内容となっております。この補助金は、市予算を介さずに直接JAが取りまとめを行ってございます。市といたしましても、積極的な活用をさらに進めていきたいと考えてございます。

こうした国の制度に対する市の追加支援措置等につきましては、現在のところ厳しい状況でございます。

また、薬剤の共同混合施設の補助金といった御質問もいただきましたが、これにつきましてもJAとも十分協議を行った上で、市として、例えば施設の提供というような部分も含めまして、どういった支援ができるか今後検討してまいりたいと考えてございますので、議員の御理解をいただきたくよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 最後の再々質問、市長にお願いいたします。

市長は、紀の川市の基幹産業は農業と位置づけており、長期計画にもうたっております。また、地方創生の総合戦略でも、多様なフルーツの産地として特性を生かし、このめっけもんで7月の売上は初めて1カ月で4億3,000万円ということをお聞きしております。これは、他府県の紀の川市のフルーツを求めて来てくれるという大きな功績ではないかと思えます。

しかしながら、近年、抵抗力の強い病原菌による異常な被害が発生し、ただいまの桃のせん孔病をはじめ、野菜ではことしまネギのべと病が大いに発生しました。また今、大きな問題になっているキウイのかいよう病、これは愛媛では何十町歩という園がかいよう病で伐採されております。

そうした大きな問題が、今後農業を続けている、特に若い後継者にとって意欲が低下し、ますます農家が減少していくこととなりますが、市長として、このフルーツ王国のますますの繁栄のもと、日ごろからのこういった病原菌の対応についてどうしているか質問します。

また、最悪、そのときのため国の災害農業共済制度があり、掛金の半分が国がし、あとの半分が農家が負担しているということですが、これ農家の加入状況が非常に少ないんですけれども、隣接の市町村におきましては、個人の掛金の半分以上を市町村が負担しているとお聞きしています。その点について、市長の今後のお考えをお伺いします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

いつも申し上げておるとおり、紀の川市の基幹産業は農業であるということには間違いないわけで、ことしのあら川の桃はじめ、紀の川市の桃につきましては、せん孔病による大きな被害を受けたことで、生産農家の皆様方の心情を察すると何とも言えない状況だと、そう思います。

過日、あら川の桃生産協議会の山下会長をはじめ、役員の皆さん方が、紀の川市役所へお越しをいただいて、船木議員が今、質問されましたせん孔病についてのいろいろな陳情を受けたところであります。

桃に限らず農業というものは、自然に左右される一番大きな要素があるわけで、また新しい病気等々が発生する中で、それに対応していく、地球温暖化が関係あるのかどうかは

わかりませんが、桃の出荷時期が早くなっておるとか、今度は我々のところではパイナップルやバナナをつくって、北海道で今、我々がつくっているものをつくらないかんような状況にも自然環境にも左右される農業になりつつあるということの中で、どうこれらに対応していくのかということも将来に向けて考えていかなきゃならない。もちろん、そんな中でいいものを、おいしいものをつくっていくためには、病気やいろいろな対応、また台風はことしはまだ来ていませんけれども、そういう自然の状況にどう打ち勝っていくかということが大事であろうと思います。

そんな中で、市で対応する分については、先ほどいろいろな消毒の共同のタンク等々の話もございましたが、市でできる範囲についてはまたいろいろ相談をさせていただくとともに、県や国に対しても農業の取り巻くこの状況、特にことしのせん孔病をはじめ、いろいろな問題については強く陳情を申し上げていくつもりであります。

そんな中で、議員も触れておりましたが、農業共済の制度、他市他町においては市がその共済に対しての補助を出しているというふうな御質問の中での話がございましたが、私は前々から共済の加入を促進していくということの中で、共済の職員の皆さん方に、また組合長はじめ皆さん方に、その農家への加入を促進するための補助金を市が出して、一人でも多くの皆さん方にこの共済制度に入ってもらっていただく、そのことがこのような病気なり災害がそういったときの補償がしてもらえる、そういう状況。まあ、してもらわなくても十分普通に生産できるのがいいんでありますが、やはり保険というものは掛けておく必要があるんじゃないかという意味から、市も一緒になって共済の応援をさせていただいている状況であります。

それでは解決にはならないと思いますが、今後もそれらも含めた中で農家が少しでも安心して農業がしていけるような状況をつくっていく。それと同時に、もちろん販売促進については従来どおり今後とも頑張っていきたいと、そう思っておりますので、議員にも応援をよろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 次に、耕作放棄地についての質問をどうぞ。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 耕作放棄地についての質問ですが、以前にも同僚議員が何度か質問されておりますけども、それだけ今後重要なことではないかと思えます。

これ以上ふやさないために、国や県においてもいろいろと政策されておりますが、農家の高齢化や後継者不足なのに自分の土地を農業以外に何もできないという国の農地法の規制が厳しく、また農家でないのに農地を相続して売りたいくても買ってくれる人もなく、山間僻地からますます放棄地がふえていくのが現実です。

そうした中、国や都道府県においてあいている農地を農地中間機構（農地バンク）を設置して窓口を市に設置し、農地の借り手と貸し手と国が市町村の責任において仲介し、耕作放棄地をなくするような政策です。そこで、この農地バンク、耕作放棄地をなくすこと

についての質問です。

まず、1点目に、現在農地バンクの市の利用状況、実績件数はどのくらい取り組んでおりますか。

また、農地バンク利用は、事前に登録が必要と聞いています。貸し上げ期間も原則10年と聞いて、今、高齢者には遺産相続の問題もあり、10年という期間を考慮してはどうですか。

次に、3番目、同じ耕作放棄地の農地バンクですが、JA紀の里が事業主体の農地利用集積円滑化事業についてですが、今年まで過去に500件ほどの農地の賃貸契約を行っていると聞いております。このJAの利用集積円滑化事業が市との協力関係かどうか。

以上、3点を質問させていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（登壇） おはようございます。

それでは、船木議員の耕作放棄地についてという質問に御答弁を申し上げます。

まず、1点目の農地バンクの市の利用状況、実績件数、今後の取り組みについてということですが、農地中間管理事業は、和歌山県農業公社が県知事から農地中間管理機構の指定を受け、平成26年7月から行っている業務で、農地を貸したい方と借りたい方の間で、「農地中間管理機構」が貸借契約や賃料の収受・支払いなどの業務を行っています。

平成27年度の実績は、県農業公社の資料では、県全体で、借り受け農地が212件、55万7,096平方メートルとなっております。そのうち、紀の川市は4件、1万1,302平方メートルで、耕作物は米、野菜、ハッサク、桃などとなっております。

また、事業を円滑、効果的に実施するため、地域の農地に関する情報を集め協議する場として、JA紀の里・紀の川市・岩出市・それぞれの農業委員会・那賀振興局で構成する農地利用調整協議会が設置されておりますので、この機会を通じまして、引き続き県農業公社、農協等との連携・協力をより密にし、農地の掘り起こし活動の推進、農地中間管理事業のメリットの周知などの活動を充実させ、担い手への農地集積を進めていきたいと考えております。

次に、農地バンクへの登録と借り上げ期間についてですが、農地中間管理機構への登録につきましては、農地の借り受け、貸し付けを希望する場合、県農業公社、または業務委託を受けている農協や農業委員会を通じて申し出を行っていただくようになっております。

農地の貸し借りの期間ですが、事業規定で極力10年以上と定めていますが、当事者間の事情により、期間を設定することは可能と聞いております。

次に、3点目の農地利用集積円滑化事業と市の協力関係についてですが、この事業は、JA紀の里が農地の所有者から農地の貸し付け等についての委任を受け、相手先の選定及び協議等を行い、所有者を代理して貸し付け等の事務手続を行う事業です。

本事業による農地の利用権設定件数は、JA紀の里の資料では、平成27年度144件

で、そのうち紀の川市が123件になっております。設定件数は年々増加しているところであり、農地を有効に利用し、地域農業を維持し、担い手への集積、耕作放棄地対策を進めていく上で大きな効果が期待できる事業ですので、今後もJA紀の里と情報を共有するなど、一層の連携を図り取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 都会暮らしで、本当に農業の縁のない、また経験のない人が遺産相続で農地を付与されたが、なかなか地域や住民や農地バンクに登録しても誰も借り手がない。農地は荒れ放題になっていくため、そういう状況の中で農地バンクに一応預けておくというような希望をした場合に受理してもらえるのか。

次に、また耕作放棄地を持っていると、年何回かの雑草処理、水利費、税金等毎年本当に荒れていても迷惑をかけないためにお金がかかり、何とかしないとこのような農地を持っていると本当に大変で、この農地をいっそ山林に地目変更を希望すれば、許可してくれますか。

次に、和歌山県田辺市の農業委員会では、国の農地法に基づき、今まで50アール、5反以上耕作実績がなければ農地が買えなかったんですが、今後、県から初めて1アールでも自分の土地を持っていたら農地を買えるという、非常にすばらしい決断を決めましたが、今後、この紀の川市も荒廃地対策としてこのように進めてはどうか。

以上、3点を再質問させていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、船木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、農地バンクに預かってくれるのかという御質問ですが、先ほど御答弁いたしましたとおり、農地を貸したい場合は、農協や農業委員会を通じ申し出を行っていただくようになっておりますが、農地の条件により借り受け対象とならない場合もございます。

この事業の対象となる農用地は、農業振興地域内にある農用地、著しく利用困難でない農地、借り受け希望者に貸し付けができる可能性が高い農地などとなっております。また、これに加え、自動車や相応の能力を持つ機械が進入できることや灌水施設があるなどの基準を満たす農用地が事業の対象となります。

次に、農地から山林の地目変更についてですが、現在、非農地と判断しておりますのは、自然災害により農地に復元することが困難な場合や転用の事実行為から20年以上が経過し、周辺農地に支障がないと認められる場合などに限り、農地以外のものとして認めているところであり、単に耕作放棄され山林化した農地については、認めていないのが現状でございます。

今後、耕作放棄地対策として、非農地判断について検討していく必要があると考えているところでございます。なお、農地法第4条、第5条に基づき農地転用を申請された場合は、「農振法」及び「農地法」に定められている基準を満たせば山林への地目変更も可能となります。

次に、農地を取得する場合の下限面積についてですが、農地法第3条の許可要件の一つとして、下限面積の要件がございます。紀の川市では、一部の地域を除き、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地面積が50アール以上必要になります。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ効果的に継続して行われないことが想定されるために定められているものです。

先日、田辺市では、下限面積を1アールに引き下げたと報道されておりましたが、下限面積の見直しは、耕作放棄地が相当程度存在することや、その地域で効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかなど、その地域の農地の保有や利用状況及び将来見通し、周辺地域の農業者の営農に関する意向などを十分に考慮し検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 再々質問いたします。

年々増加している耕作放棄地ですが、さらに現在、高齢化で農作業していますが、なかなかできない方も後継者もない耕作放棄地予備軍を入れると、今後5年後、10年後にはすごい耕作放棄地がふえるようになっていきます。

そこで、質問させていただきます。土地の利用権利は個人ですが、基本的には国のもので、国や市町村へ返却申請を出したら受理してもらえるんですか。

また、次に、耕作放棄地対策の一つとして、紀の川市総合戦略の大きな項目でもありません、ふるさと創生の中で近畿大学との包括協定を結び、地域の活性化を図るというイメージを策定しています。

そこで、温暖な気候と水が豊富な紀の川市の放棄地でナマズの養殖を計画してはどうですかと、一つ提案理由です。先日、めっけもん食堂で、50食限定でナマズ丼が出されたら大変好評ですし、すぐに完売し、追加注文もあったと聞いております。あと数年後でウナギがなくなると言われていますので、このナマズの養殖に非常に売り出している近畿大学や、また紀の川市の中にある県の淡水魚センターが栽培、紀の川市の近くにありますので、そのようなところと提携してナマズ養殖に取り組んで、これも一つの総合戦略のもとで放棄地対策解消に取り組んでみるのはどうですか。

2点を質問させていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、船木議員の再々質問にお答えをいたします。

農地の国や市への返却についてということですが、農地を含めた全ての土地については所有権がございますので、寄附という観点で御答弁を申し上げたいと思います。

農地の国や市への寄附につきましては、市等が施行する何らかの事業で、公共の用途に供する場合は農地を取得する場合もございますが、目的のない状態で農地を取得することはできませんので、御理解をお願いいたします。

それと、二つ目のナマズの養殖についてということですが、議員御提案の事例につきましては、農業委員会からは農地法の観点から御答弁を申し上げます。

耕作放棄地での養殖につきましては、養殖池が必要になるかと思えます。養殖池の設置につきましては、農地転用等、農地法及び農振法上の検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 農林商工部長 岩坪純司君。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 船木議員の耕作放棄地対策についての再々質問にお答えをさせていただきます。

本年3月に締結をいたしました近畿大学との包括連携に関する協定の目的は、双方協力のもと、紀の川市の特性を生かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成に寄与するものでございまして、平成28年度一般会計補正予算（第1号）でお認めをいただきました近畿大学が運営する飲食店で市産フルーツを提供し、認知度の向上と6次産業へつなげていく取り組みも、その一つでございます。

また、協定締結以前から市民が自主的に組織する「スマートファーム協議会」の活動におきましても、近畿大学鈴木高広教授の監修を仰ぎ、子どもの体験学習の場となっております。

議員から御提案がございました事例につきましては、農業委員会事務局長から農地法の立場から御説明を申し上げましたが、耕作放棄地解消の取り組みにつきましては今後もしっかりと進めていかねばなりません。近畿大学が持っている学術・研究内容が、耕作放棄地解消の取り組みに生かせないかなど、今後、意見交換を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） 次に、空き家対策についての質問をどうぞ。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 次に、非常に暗い質問ばかりで恐縮ですが、空き家対策についての質問をさせていただきます。

紀の川市において、少子高齢化と今後の予備軍、また核家族が進み、それと同時に空き家がますます増加し、和歌山県は空き家率は全国で6番目に高く、大きな社会問題になっ

ています。家族の遠くで親が住んでいた家が自分のものになったり、また老後、施設に入ったりして長期に管理もされていない空き家が、僻地ではなく市内のほうにも増加し始めております。住宅街の防犯や植木の伸び、境界を越えて非常に隣地に迷惑をかけたり、景観が著しく悪い古い建物で倒壊のおそれもある建物、何とか手を打って対策しなければ大変になってきます。

そうした中、昨年、国の法律で空き家対策特別措置法が施行されました。そこで、質問です。空き家対策特別措置法とは、もとは国の政策ですが、基本的には地方が協議会を立ち上げ、空き家対策推進するために必要な事項をその協議会で決める。そういう協議会の立ち上げと現在の取り組みについて質問させていただきます。

次に、この法律で特定空き家、すなわちこれは撤去しなければいけないという指定された場合でも、個人の財産ですが、行政が一方向的に解体撤去はできるんですか。また、そのときの予算措置についてはどうですか。これを2番目。

3点目に、空き家を持っている家主にとっては何とかしなければと思っているが、解体するのにお金がかかるし、高齢者の年金生活者ではとても解体するには無理だし。そして、もし解体をして更地にすれば固定資産税も6倍ふえると聞いておりますが、高齢者のひとり暮らしや低所得者には解体の補助金や税金の期限を設けて、この特別対策措置法が施行されて何年か以内に解体すれば補助金を出しますよという、そういうような方法で取り組みをなされてはどうですか。

以上、3点を質問させていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） まず、1点目の空き家対策に関する協議会の取り組みについて。空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条で、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるかとさせていただきます。

御質問の協議会につきましては、できる限り早い段階において、市長ほか学識経験者等で組織する協議会条例を制定し、協議会設置後には空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、速やかに空き家等対策計画を作成し空き家対策を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の空き家対策に係る行政代執行に関する御質問につきましては、平成27年第2回市議会定例会の川原議員の一般質問に対する答弁と重複をいたしますが、空き家等対策法では、地域住民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として定められており、空き家の状態についてそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他

周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を「特定空き家」として定められており、そのいずれかに該当する場合は、特定空き家等に指定することになります。

本来、空き家等の所有者が第一義的な責任を有するわけですが、助言または指導、勧告、最終的に命令に従っていただけない場合は、行政代執行法の規定を適用して特定空き家等を撤去し、強制的にその費用を徴収することになります。しかし、代執行には予算措置も伴うため、設置予定の空き家対策に関する協議会にも諮りながら慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の固定資産税に関する御指摘でございますが、空き家対策法の施行前は、議員御指摘のとおり、空き家を撤去した時点で固定資産税の住宅用地特例で課税標準額の6分の1が適用除外とされてございましたが、新法では特定空き家等に指定され勧告の対象となった時点で適用除外となります。

空き家を撤去する際の解体補助金等、空き家等所有者の負担軽減対策につきましては、前回の榎本議員の一般質問での答弁と同様になりますが、公平性やさまざまな観点からの検証や他の自治体の動向も見ながら補助制度はもとより、空き家対策全般にわたり情報収集や意見交換も行いながら調査・研究をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） 船木議員の空き家対策についての御質問の3点目の御質問の中の税金の措置について、御答弁させていただきます。

土地の固定資産税の軽減措置、特に住宅用地に対する課税標準の特例は、住宅を建てた後の所有者の負担を軽減することで住宅建築を推進するための税措置です。

現行の地方税法上、原則的に居住している、していないにかかわらず、住宅が建っている以上、200平方メートル以下の住宅用地は小規模住宅用地として税額を6分の1に軽減をする等の特例措置であります。反面、空き家対策を進める上ではこの制度が全国的に対策の進行を妨げる位置要因となっていることから、今般、空き家等対策の推進に関する特別措置法により「特定空き家」に指定された場合、当該物件の敷地については住宅特例を適用しないと規定されたものでございます。このことから、当該物件に新たな税の軽減措置をすることは、法の趣旨から逸脱することになってまいります。

しかしながら、空き家等所有者の負担軽減対策につきましても、さまざまな事情がございまして重要になってまいります。先ほど建設部長が御答弁いたしましたように、公平性やさまざまな観点からの検証や他市町村の動向も注視しながら、税制措置も含めた中で空き家対策全般にわたり調査・研究が必要であると考えてございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○副議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○副議長（坂本康隆君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

質問の内容ですが、上水道の事業運営の健全化と経営の安定化に向けた取り組みについてを質問いたします。

水道水は、市民生活において必要不可欠なものであり、安全・安心はもとより、安定供給が求められるものであります。水道事業計画に基づく計画的な維持管理や簡易水道事業の上水道との統合や未普及地域の解消、また水道事業の長期安定経営に向けて計画的な財政運営や経営の合理化が必要となっています。基本的な考え方において、市民がいつでも良質の水道水を安定して利用できるように、老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化、水質の改善など水道施設の維持管理や簡易水道の上水道への統合や水道未普及地域の改修に向けた取り組みなど、健全で効率的な水道事業経営を目指さなければなりません。

本市においては、合併当時7万人を超えていた人口が、今では6万5,000人を切っております。それに伴って、給水人口も減少しております。水道事業は、原則独立採算方式で行われており、人口減少による給水人口の減少により給水収益も減少しているのが現状であります。

前回の定例会において、上水道の施設については昭和40年から昭和50年代にかけて構築されたものが大半で、施設等の老朽化や耐震化が大きな課題となっているとのことでした。市民の生活に不可欠なライフラインとしての事業運営の健全化と経営の安定化に向けた取り組みについてということで、平成24年度紀の川市公営企業会計決算審査意見書では、平成22年4月から料金改定に基づき、紀の川市全域が均等な水道料金となりました。その4月分の使用分からの改定料金の影響で、給水収益はかなり減少しております。

今後は、水道施設の老朽化による修繕料の増加が予想されるため、財政的に依然厳しい局面が続くことが見込まれる。さらに、平成28年度をめぐとした簡易水道との事業統合が計画されており、その際、今、事業費の増加は不可避であり、中長期的な視野をもった事業計画の策定及び財政運営により、より効率的企業経営を求め、努められるように強く望むものであるという意見が。

また、最新の意見書では、今後人口の減少による給水収益の減収や水道施設の大量更新時期による修繕費の増加傾向が続いているため、依然経営状態は厳しいことが見込まれる。このため、早期に中長期的な経営計画を策定し、健全な財政運営のもと、安定した経営を望むと意見がつけられております。

これにより、1点目の質問として、人口減少が進み、給水人口も減少し、給水収益も減っていく中、適正な事業運営をする上での給水収益の確保はどうするのかというものであります。

水道料金が、平成22年4月使用分より改定されました。このときに、平成22年度には11億6,980万円の給水収益がありましたが、平成27年度では10億1,590万円、約1億5,390万円の減収となっております。また、改定が行われた平成23年度では、10億5,140万円が給水収益として出されておりますが、これと比較しても約3,550万円の減収となっております。かなり厳しい水道収益の減少でございます。これにより、関連してこれからの水道料金の考え方及び適正な給水収益の確保はどのようにするのかということが第1点目です。

2点目として、平成29年度から地方公営企業法の法適用化されていない簡易水道事業について、法的化、水道事業との会計統合へ移行するに向けての合理化対策はということでございます。

この意見書に基づきますと、先ほども述べさせてもらいましたけども、簡易水道等の統合によって既に費用が増大するというふうに意見書ではうたわれております。これによる取り組みというんですか、合理化というふうにしていただいて、これからの健全運営をしていけるかということはどういうふうにお考えしているのか。

また、3番目といたしまして、公共施設マネジメント計画による水道施設の老朽化対策ですが、これをいただいたときに上水道の基幹管路が総延長500キロメートルとなっております。

そしてまた、構築されたときから約40年、早いもので40年、もう30年から40年ということになっております。このとき、上水道の基幹管路の長寿命化を図るため、更新年度を40年から60年とするということで、かなり傷んできておるのではないかと思います。それが顕著にあらわれておるのが、水道統計からの有収率というもので、和歌山県下で全市、9市あるうちに紀の川市は8番目の低さとなっております。近隣においては、橋本市が84.68%、岩出市は87.45%ですが、紀の川市は81.31%となっております。

これにより、給水原価というものがありますが、有収率によりかなり采配が振るわれておると思います。それに基づく供給単価ですが、これもまた有収率とかなり関連性があると思います。この有収率を上げるための取り組みとして、今言うインフラ整備がございしますが、これによりまた大きく投資しなければならない。そのときに、前回では更新費用が40年間で496億3,000万円というふうな計画が出ております。こういうふうに変更していかなければならないものについては、改善していかなければ当然ならないと思いますが、このことによって水道料金が上乘せされるというふうなことがございます。

全般的には、今までその水道料金が誰も値上げしていただくというふうなことは望んでおらないと思いますが、やむを得ずしていかなければならない事態も起こってくるかと思っております。そういうふうにならないために、水道事業の健全化及び適正な事業運営をどういうふうに取り組んでいくのか、お答え願いたいと思っております。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

本市は、合併後、人口減少が続いており、これに伴い給水量と給水収益が減少しております。この給水収益を最大限に確保するために、本市のこれまでの実施している取り組みについて説明させていただきます。

水道使用者へのサービスの向上を図るため、平成21年度からコンビニエンスストアでの納付が可能となりまして、口座振替に加え、多様な料金の納付方法を用意することで水道料金の徴収を効率的に行っているところです。また、平成25年度から水道料金滞納整理業務として、専門知識を有する民間事業者に業務を委託し、徴収率の向上を目指しているところでございます。

続きまして、水道事業会計と簡易水道事業特別会計との会計統合による合理化対策につきましては、簡易水道事業において、現在、水道未普及地域解消事業を実施しているところです。これにつきましては、平成29年3月末完成見込みとして取り組んでおるところです。今後、簡易水道事業に関しましては、4簡易水道とも水道施設等も比較的新しいため、大きな建設改良費用が発生しないと考えているところです。

しかしながら、簡易水道事業特別会計を水道事業会計へ会計統合となりますと、簡易水道事業の資産評価をして水道事業会計へ統合すると、水道法の適用によりまして施設改造費用が必要になると考えられ、水道事業会計を非常に圧迫することが予測されます。

今後、有効な方法・手段を関係部局と協議・調整しながら進めることにより、企業債元利償還金の軽減を図り、水道事業経営の健全化を促進し、経営基盤を強化したいと考えております。

また、インフラ資産の施設等の老朽化に伴う更新の事業に伴う計画につきましては、平成28年3月策定の「公共施設マネジメント計画」の中で、上水道の管路更新費用は、総務省の公共施設更新費用試算ソフトの単価を使用いたしまして、40年間で総額496億3,000万円と試算されております。

この計画は、公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方や取り組み方針を明らかにするために策定されたものであり、詳細な実施計画については、担当部署で調査・計画を策定することとなっておりまして、水道部では、現在、「水道事業基本計画変更策定業務」を平成29年3月末策定予定で取り組んでいるところです。

その成果を見きわめた後、重要な内容につきましては、必要に応じ議会の皆様に御相談・御報告しながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、有収率が県下の平均よりも少し劣っておりますが、今現在取り組んでおります漏水調査を引き続き実施し、早急に漏水修繕工事を行うことにより老朽管の布設がえを計画的に進めて有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問ですが、ただいまの答弁において、公共施設マネジメント計画は、基本的な考えや取り組み方針を明らかにするために制定されたものであるということですが、詳細な実施計画は平成29年3月策定予定の水道事業計画変更策定業務により取り組むと言われましたが、その方向性や内容はどのようになっているのか。また、今後の運営方針はどのように進めていくのかということで質問いたします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（自席） 再質問にお答えいたします。

水道事業基本計画変更策定業務の事業の方針につきましては、第2回定例会でもお答えしましたが、重複している部分がございますが、よろしく申し上げます。

この事業の方針は、現況の把握として既存資料及び現地調査により地域と水道の概況を把握し、現状の水道事業の分析・評価を行い、現況の課題を明らかにするとともに、老朽化施設については水需要動向を踏まえまして、施設の統廃合を見据えた更新計画を検討し、管路については管網計算を行い、適正水圧を確保しつつ規模の適正化等を検討し、効果的・効率的な維持管理を進めていきたいと考えております。

また、アセットマネジメントの視点をもって社会情勢や需要動向を考慮した平成48年までの詳細な推計に、平成68年までの20年間を加えた計40年間の推計を行い、課題解決として、施設・管路の更新計画、それから簡易水道事業特別会計を水道事業会計へ会計統合を含めた経営計画、適正な水道料金を検討する資料等を作成いたしまして、「水道事業運営審議会」を開催し、各種課題の共有、事業計画の合意形成を図るとともに持続可能な水道事業運営のため、経営計画についても検討・助言をいただきたいと考えております。

なお、審議された重要な内容につきましては、その都度必要に応じ議会の皆様に御相談、御報告しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問ですが、最後に市長にお聞きします。

水道料金が、平成22年4月使用分より改定されました。かなり低く抑えてくれております。この5町が合併するに当たり、ばらばらだった料金が統一でき、基本料金にしても高いところもあれば安いところもありましたが、市民の理解をいただきまして改正できたと思います。

それにより、先ほども言いましたが、合併給水改正前には収益がかなり減ってきておると、また改正してからも給水人口等が減り収益も伸び悩んでおるというよりか、かなり苦しくなっております。

そしてまた、今も言わせてもらいましたが、インフラ整備等々老朽管及び老朽施設の改修・改善等による投資的な資産がかなり膨れ上がってくるように見受けられます。そして、安心・安全な水道水ということで、市民生活にはなくてはならないものであります。市民の誰もが水道料金の値上げなどは望んでいないと思いますが、健全な経営運営についてどう取り組んでいくのか。また、市内全域での地域間の格差をなくするため、上水道が普及してない未普及地解消へ向けた取り組みということで、かなり少なくなっておりますが、全市内というわけにはいかず、一部の地域では未普及地がございます。それについての取り組みをお聞かせ願えますか。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

水道事業の健全な経営運営についてということですが、平成22年合併後5年経過した中で、その水道料金の調整を図りました。合併当初では、当面の間、各旧町単位での水道料金ということで進めをし、当面というのは何を当面を言うんかということの中で、5年後にさせていただきました。

旧町単位での安い立方メートル当たりの単価の違いは、安いところでは立方メートル120円ぐらい、高いところでは250円という大きな倍の値段の違いがあったわけでありまして、同じ市民ですから、飲む水も同じなら、ほかす下水も同じ料金でいけるようなというふうに考えていくのが基本ではないかなということの中で、安い旧町での皆さん方には大変おしかりも受けましたが、合併した以上はやはり同一料金でやってもらいたいということの中で今日に至っておるわけですが。

未普及地等々でのいろんな熱心な要望等の中で、今現在取り組んでいる地域もあるわけですが、先ほど担当部長が申し上げたように、簡易水道も上水道と一貫しての取り扱いにしていくようにと。国の進めもあって、平成29年3月にはその状況にしていくということの中で、今後、もともと上水道として取り組んできておった、もう30年、40年と経過するこの保守・改修等々を見ますと、非常に先行きが不安もあるわけですが、まずは基本的に紀の川市民が同じ水を飲めるように、できるだけ進めていくということが今、進めをしておるところであります。

そんな中で、水道料金値上げ、また普及・改修工事の負担金等々を考えたときには、市民の皆さん方に負担もしてもらわなきゃならないということも出てくるかもわからない状況の中で、今後、できるだけ国・県の補助制度等々を活用しながら議会の皆さん方と十分検討しやっついていかなんということとは、間もなく近いうちにやらなきゃならんと思いますが、まずは先ほどから申し上げておるとおり、同じ水を飲んで、同じ料金でということの基本に、今進めておりますので、いろいろと相談をさせていただきますが、そのときそのときの御判断をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○副議長（坂本康隆君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時05分）

○副議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○副議長（坂本康隆君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、「食品ロス」をなくす取り組みについて質問します。

食品ロスの「ロス」の意味は、損とかなくしたものという意味です。食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れなどで本来食べられるのに捨てられてしまうものです。

農林水産省によると、平成25年度推計で、最新の数値が公表されました。日本では、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万トンが食品ロスと推計されています。食品関係事業者、これは製造業、卸売業、小売、外食などですけれども、この食品関係業者と家庭から出る食品ロスがほぼ半数です。食品ロスは、日本人1人当たり毎日茶わん1杯の御飯を捨てている計算になります。日本で1年間に食べられる魚介類の量の約622万トンとほぼ同じです。これは、国連が食糧難に苦しむ国々に援助している総量約320万トンのおよそ2倍に当たります。

食品ロスのうち、家庭から出た約312万トンは、料理の食べ残しや冷蔵庫の中で古くなった食べ物などです。京都市が調べた生ごみの種類を見ると、野菜の皮など調理くずが56%、食べ残しが39%、食べ残しのうち買ったが手つかずのものが22%ありました。また、環境省が公立小・中学校の給食を調べたところ、1年間で食べ残しが1人当たり茶わん47杯分の7.1キロあった計算でした。

食品ロス削減を意識した食育・環境教育の展開を先駆的に取り組む自治体もあります。長野県松本市では、市の環境政策課の職員が、公立の保育園・幼稚園46園の年長児を対象に、出前授業形式を実施しています。市の職員が、資源リサイクルや食べ物の大切さ、紙芝居などで説明や体操を織りまぜて約40分、園児たちは楽しく学習内容を理解できているようです。2012年度から始め、園児だけではなく、子どもから話を聞いた保護者にも意識の変化が見られ、環境教育の効果は予想以上に大きいので、小学校にも取り組みを広げました。

以上のことを踏まえ、食育のまち紀の川市の取り組みとお考えを2点、お伺いします。

1点目は、本市の公立の保育所と小・中学校の給食の残食状況の現状はどうなっているのでしょうか。給食から出た生ごみの処理はどうされていますか。資源リサイクルや食べ

物の大切さについて、出前授業として食品ロス削減を意識した教育はされているのか、お尋ねします。

2点目は、給食センターでの体験型調理を夏休みなどの休暇中にしてはどうでしょうか。調理後は、食事をして、食品の大切さを勉強し合う場としてはどうかと考えます。

1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 大谷議員の「食品ロス」をなくす取り組みについて、教育委員会の所管する部分について答弁をさせていただきます。

学校給食の食べ残し（残食）の状況把握につきましては、河南学校給食センターでは、各学校、クラス別で献立一品ずつの重量を確認し記録いたしており、粉河・那賀学校給食センターでは、各学校、クラス別で献立一品ずつが何人分残っているかを目視で確認し記録いたしているところでございます。

また、学校給食栄養報告として、年に2回、各学校給食センターで小学校と中学校を各1校指定し、1週間分の給食について、1人当たり消費量を報告する中で、残食率についても記載し、和歌山県教育委員会に報告をいたしております。

昨年11月の学校給食栄養報告書によりますと、1週間の総調理量に対する残食率は、紀の川市の学校給食センター全体で、6.22%となっております。食べ残しは、その日の献立によって大きな差が出ますが、特に野菜を使用した料理の残食率が高い傾向にあります。

子どもたちに食べ物の大切さを理解させ、給食を残さないための教育につきましては、各学校の教育計画に給食指導計画を定め、担任が給食時間において正しいマナーや安全・衛生指導、偏食のない望ましい食生活などの指導を行うほか、総合学習において、学校農園で自分たちが育てた野菜を調理したり給食の食材として利用するなど、食材を大切にする教育に取り組む学校もございます。

また、栄養教諭や調理員の立場から、学校給食会という組織で調理講習会を開催し、残食の多い野菜などについて新しいメニューを考案するなど、日々、子どもたちに食べてもらえるような工夫に取り組んでおります。

加えて、子どもの食生活には家庭の力が大きくかかわりますので、各センターでは、新1年生の保護者を対象に試食会を開催し、家庭での食生活について意見交換を行っており、子どもの食育について、学校・調理現場・家庭がそれぞれの立場で取り組みをいたしております。

一方、発生した生ごみでございますが、河南と粉河学校給食センターでは消滅型生ごみ処理機を導入し、その日に出た生ごみは翌日の朝には水と炭酸ガスに分解され、生ごみの排出はございません。一方、那賀給食センターについては処理機を導入いたしておりますので、従来どおり生ごみとして排出をいたしております。

次に、給食センターの設備を利用して児童・生徒が調理体験を夏休みなどに行い、食品の大切さを勉強し合ってはどうかとの御提案でございますが、学校給食センターの調理施設は大規模な調理を目的に設置された設備であることに加え、調理室に不特定多数の人が入室することは衛生管理上の問題も発生いたしますので、長期休業中の利用であっても、安全な給食を提供していく上で問題があらうかと考えております。

教育委員会といたしましては、各学校の授業で実施している給食センターの見学や家庭科の調理実習などの機会に、食品の大切さを学習する機会を設けておりますので、センターを利用した調理実習や体験学習は難しいものと判断をいたしておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、保健福祉部のほうから、大谷議員の「食品ロス」をなくす取り組みのうち、保育所の給食における残食、食べ残しの状況及び取り組みについてお答えいたします。

公立保育所の残食の状況については、各保育所を調査しましたところ、残食の量をはかっている保育所が2カ所、目視により残食状況を確認している保育所が8カ所となっており、各保育所とも食べ残しは皆無とはいきませんが、平均しますとほぼ食べ残しがないという状況でございます。

食べ残しをなくす工夫として、調理段階では、毎月栄養士、調理員を中心に給食会議を開催し、子どもの好むもの、食べやすいもの、子どもが苦手な食材でも調理の仕方により食べられるように考え、調理することによって食べ残しがないように努めております。

また、食事の段階では、子どもの好き嫌いや食べる早さには個々に違いがありますが、食べ残しのないように保育士が指導したり、食べ物の大切さを話したり、肉・魚・野菜などの食品群についても少し学習的な話も交えながら、子どもとともに食事することでなるべく食べ残しのないよう努めております。

そのほかにも、食に関する取り組みとして「紀の川市食育推進会議」が各保育所で、子どもと保護者を対象に親子料理教室を開催し、家庭でのお手伝いのポイントや栄養に関する話を聞き、食への関心を高めています。さらに、各保育所において、当日出された給食を展示したり、紀の川市のホームページにて、公立保育所のイチ押し給食メニューを掲載するなど、食に関する取り組みを実施しています。

また、食品ロスに関する出前授業という部分については、受ける側が保育園児ということから難しい取り組みと思われませんが、紙芝居や着ぐるみ、人形等で子どもたちに伝わるような内容のものができれば、保育所においてもその出前講座・授業を受けることはできるものと思っております。そのためには、関係部署の協力と連携をいただき、研究する必要があるということで御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 「食品ロス」についての出前授業を保育所、小学校

の園児・児童に実施してはどうかという御質問ですが、紀の川市の各小学校では、4年生が「ごみについて」学習をしています。

従来から、市内全小学校で実施しています環境学習の施設見学を本年度からは、供用開始をいたしました「紀の海クリーンセンター」で施設見学を取り入れた授業がされています。その施設見学の中で、「食品ロス」について学ぶことができる項目を取り入れた施設見学ができよう紀の海広域施設組合に要望していきたいと考えているところでございます。また、生涯学習出前講座で一般市民向けに開催をしていますクリーン&グリーン講座にも「食品ロス」に関する項目を加えた講座にしたいと考えているところでございます。

また、保育所の園児を対象とした出前授業ですが、何分対象者が園児という小さいお子さんですので、先進市の事例等を参考に関係部署と連携し、協力を仰ぎながら、紙芝居やぷるぷる娘の着ぐるみ等を利用した授業など研究をさせていただき、検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、教育長に再質問いたします。

食品ロスについては、深刻な社会問題となっています。子どもたちにもっと地元の野菜に親しみを持ってもらいたいと東京都足立区の小・中学校では、地元の特産品の小松菜の育て方やおいしい食べ方など、農家の方たちの講演を聞いて秋には収穫体験会も開催しています。参加者の中には、スーパーに並んだ野菜しか見たことがない子どももいます。そうした子どもたちが、目を輝かせながら収穫する姿は農家の方たちにも喜ばれています。

これまで足立区では、2008年度から小・中学校での給食の食べ残しゼロを目指すおいしい給食授業を実施しています。給食を通じて、自然の恵みへの感謝の気持ちを育み、バランスよく食事する基礎的な知識を子どもに教えるなど、食育に力を注いできました。

食品ロス削減への啓発にもつながると見込み、おいしい給食授業の成果は数字にも明確に反映しています。区内小・中学校の給食の残食率は、2008年度当初に11%だったのに対し、2012年には5.2%と半減、それ以降も年々減り続け、2015年度は4.4%まで下がり、食べ残し量を年間約230トン削減できた計算になったようです。

本市も、環境教育をさらに進め、食品ロス削減運動を積極的に取り組む必要があると考えます。教育長のお考えをお伺いします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えいたします。

「食」は人間が生きていく上で欠かすことのできない営みの一つであります。健全な食生活が健全な生活につながり、心と体の健康へと導きます。

特に、成長期にある子どもへの「食育」は、健やかに生きるための基礎を培う上で重要

なものであり、子どもたちが生涯にわたって健全な食生活を営み、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、正しい知識に基づき、みずから判断し実践していく「食」の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけさせることが必要と考えます。

教育委員会といたしましては、給食指導や「いただきますの日」の取り組み、総合学習の時間などに、地域の食文化の継承や自然の恵みへの感謝の気持ちを理解することも含め、食育の推進を今後も充実してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

世界では、約8億人が栄養不足状態になっている一方、日本では大量の食料が捨てられています。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減に向けて、政府の取り組みが前進してきました。

消費者庁が、ことしの7月20日に発表しました「消費者基本計画工程表」に反映された主な主張の中に、「学校での特色のある取り組み事例を全国に発信」とあります。

そこで、紀の川市内の公立の保育所の給食状況を参観させていただきました。このときの献立は、御飯、赤魚の煮つけ、キュウリの酢の物、具だくさんのみそ汁、果物はオレンジでした。皆さん楽しく食べて、おかわりする子もあり、食べ残しはなく、ほとんど完食でした。また、意外にも子どもたちは煮魚や煮物など和食を好むようでした。本市は、平成22年12月に、近畿で初めて「食育のまち紀の川市」と宣言され、食育の取り組みを推進されていますが、食品ロス削減運動も大事だと考えます。

食品ロスは、特定の業界や企業、団体だけの責任で生じるものではありません。社会全体で考え、粘り強く取り組んでいかななくてはならない問題です。そのためにも、より幅広い多くの方に関心を持っていくために、食育・環境教育の積極的な運動に取り組むべきと考えます。食育のまちという観点から、市長のお考えをお聞きかせください。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

「食品ロス」という観点からの再々質問だと思うんですが、食品のロスというのは、商店など、売れ残り、また期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余り物などが主なものであると思います。

特に、主婦の皆さん方が一般家庭での献立等々の中で、必要なときに必要な量だけ購入する、それが基本だと思うんですが、なかなか食べ切れる量を調理するという事は難しいと思うわけですが、いずれにいたしましても、食品ロスについては今後何らかの方法で、まず一般家庭等々、保育所での給食の取り組みだけではなしに、一般家庭でのいろいろな食品ロスについての認識といいますか、方法を啓発していきたいと、そう考えております。

この食品ロスについても、子どもたちに身をもって、「もったいない」というんですか、残さないようにという説明をすることが大切であり、今後実践をしていきたい。これらについて、また家庭でもそのように取り組んでいただくことを進めていきたいと、そのように思っています。

○副議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○副議長（坂本康隆君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

はじめに、2図書館の利用状況と今後の活用計画についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、私からの質問をさせていただきます。

まず、1番目は、2館となった市立図書館の利用状況と今後の活用計画についてです。

本市は、合併により面積が広がり、その分、市役所など公共施設への距離が遠くなり、不便になった市民もいます。図書館も5館から2館になったことで、居住地から遠くなくなってしまった人たちが、二つの図書館に行きたいと思える魅力ある図書館として市民に発信できているのでしょうか。そこで、次のことをお尋ねします。

一つ目は、2館となった市立図書館の利用状況です。利用者数は増加しているのでしょうか。

二つ目は、河南図書館についてです。新しく開館して半年を越えました。新たに設置された機器やコーナーの利用状況はどうなっているのでしょうか。ネットによる図書の検索、予約はこれまでと比較してどうなっているのでしょうか。また、Wi-Fiは活用されているのでしょうか。

三つ目は、図書館が遠くなったことで、巡回バスなどを利用して来館する市民の状況はどうでしょうか。

四つ目は、両館ともに図書館を示す看板や案内がわかりにくい状態のままだと思いますが、今後の計画はどうなっているのでしょうか。

最後に、小・中学校、図書館との連携は進んでいるのでしょうか。

以上について、お尋ねします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 本年1月に、合併当初5館あった図書館を「河北図書館」、「河南図書館」の2館体制として再スタートいたしました。

まず、2館に統廃合した図書館全体の利用状況につきましては、本年1月から6月まで期間、昨年同時期に比べ、利用者人数は2万9,773人から3万7,525人と、約26%、貸し出し冊数は11万8,534冊から15万5,690冊と、約31%増加しており、利用者、貸し出し冊数ともに増加いたしております。

一方、インターネットを経由しての予約につきましては、閉館した地域の方々の利便性の向上のため、図書の予約や検索する端末機器からのものを含め、3,766件から5,498件と、46%の伸びをいたしております。これらのデータは、2館合わせたものでございまして、河南・河北、いずれも増加いたしていることを御報告をさせていただきます。

また、図書館では、季節に応じたコーナーやトレンドにマッチした特色あるコーナーを設けて、利用者への積極的なアプローチを進めているところでございます。

次に、巡回バスを利用して図書館来場者はあるかという御質問でございますが、利用者の来場方法等についての調査はいたしておりませんので、正確な人数は把握しておりませんが、常にバスを利用され来館される方も確認いたしており、時刻表を求める方も散見されることから、利用者はあると判断いたしてございます。

次に、看板がわかりにくいということでございますが、河北図書館につきましては、本年度に図書館進入路の安全確保のため、改良工事を実施しており、その際に看板の設置を予定しております。

一方、河南図書館につきましては、大がかりな看板の設置計画はございませんが、いずれの図書館も市民の方々にわかりやすい表示を心がけてまいりたいと考えてございます。

最後に、学校図書館との連携でございますが、教育委員会では新しい時代に即応した読解力の育成を目指し、学校図書館の改造計画を重点的に取り組むことを本年度の学校教育指針に掲げており、市立図書館の司書が小・中学校の図書館の運営に関し、相談・指導・助言を行う計画であります。

また、市内の小・中学校には、学校図書館の図書の充実のため、図書館から1カ月に50冊を限度として図書の貸し出しを行うことや、児童・生徒が授業の一環として図書館を訪問するなど、市立図書館が学校教育現場と連携し、子どもたちの読書活動に積極的にかかわっていることも御報告させていただきます。

一方で、全国図書館協議会の専門的な立場から助言を受けるなど、多方面から学校図書館の改善に取り組んでいるところでございます。

今後も2つの図書館は、図書や資料の収集・充実だけにとどまらず、生涯学習における中核的な教育施設としての役割を十分果たせるよう運営してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問、させていただきます。

今、お聞きしたところで、2館になったけれども、利用者数等が増加しているということは大変うれしいことだと思います。それと、河北図書館の入り口の工事が進んでいるということで、それもいいことだと思います。

河南図書館のことについて、もう一度再質問させていただきます。河南図書館の看板は、

玄関前の小さなものと図書館の窓に張られたカラー印刷のものです。市民からは、わかりにくいとか見えにくいという話をよく聞きます。せっかく新図書館として開館したのですから、今のうちにもう少し大きくてわかりやすい看板を設置して、本市以外から来館した人たちにもアピールできるものにできないのでしょうか。先日のリオオリンピックでの出場選手の横断幕というのは、非常によく目立っていたように思うのですが、御意見をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたように、河南図書館につきましては、大がかりな看板の設置の計画は、今のところは計画してございませんが、利用される皆様にわかりやすく、効果的な表示の方法というのを検討した上で今後進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○副議長（坂本康隆君） 次に、本市の基幹産業である農業は非常に厳しい状況が続いているが、TPPを踏まえた農家へのこれからの支援策について、質問をどうぞ。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 次に、2番目の質問です。

本市の基幹産業である農業は、非常に厳しい状況が続いています。そこで、TPPも踏まえた農家への支援策についてお尋ねします。

紀の川市の農業生産額は、県内トップクラスであり、特に果樹の種類の高さと生産額の高さから、フルーツ王国の名にふさわしい地域だと言えます。しかしながら、農家の収入の向上は難しく、高齢化が進む中、後継者の減少が続いています。

「統計きのかわ」等の資料を見ると、本市では、農家総数が年平均100軒程度ずつ減り続けています。その中で、特に販売農家数が減少しているのですが、そのほとんどが兼業農家であります。平成12年に専業農家が約1,200軒、兼業農家が約2,900軒あったものが、平成27年には、専業農家が1,400軒余り、兼業農家も1,400軒余りとなっています。兼業農家の数は、2分の1以下になってしまっているのです。

また、兼業農家は、その多くが農地面積が1ヘクタール以下の零細農家です。稲作農家では、このところの米価の下落により1ヘクタール以下の作付面積では赤字経営となり、他の収入がなければ続けていけません。しかしながら、今後、兼業農家が減少し続ければ耕作放棄地がふえ続け、農業生産額も減少し続けます。兼業農家や小規模農家が地域農村を支えているのが現状だと思います。そこで、質問です。

一つ目は、販売農家の半数が兼業農家であることを踏まえ、兼業農家に対し収入の向上

を図り、経営を継続していくためにどのような支援や指導をしていくのかということです。これには、営農対策などJA等との強い連携が必要ですが、市としてのしっかりした方針が必要と考えますが、どうでしょうか。

二つ目は、高齢農業者への支援です。農業就業者の平均年齢が65歳を超えています。退職後に農業を志す人たちへの支援、兼業農家でも退職により専業農家となり、生きがいとして農業に励む人たちもいます。しかし、農地が少なく、また営農についての知識も十分ではないとしたとき、どのような支援ができるかということです。

最後に、農家の後継者確保に必要な支援です。後継者が育たないのは、農業では十分な収入が得られないためだと考えられます。農家の収入をふやして魅力ある農業にしていくために、本市としてどのような支援ができると考えているかということです。

以上について、お尋ねします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 太田議員のTPPを踏まえた農家へのこれからの支援策についての御質問に答弁をさせていただきます。

なお、平成27年第4回市議会定例会でも同様の御質問がありました。答弁内容が一部重複いたしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

まず、1点目の兼業農家への支援・指導という御質問でございますが、議員申されとおり、農家戸数の激減に加えまして、販売農家でも副業的農家数、これ副業的農数と申し上げますと、65歳未満の農業従事60日以上者がいない農家のことを指します。この割合が大きく増加してございます。このことは、就農者の高齢化や担い手不足が急激に進んでいる状況を顕著にあらわすものでございまして、また平成27年度にJA紀の里が実施いたしました組合員意向調査でも同様の結果となっております。

こうした状況を受けまして、JA紀の里では、平成30年度までの第6次中期3カ年計画を策定し、生産基盤戦略・営農対策・販売対策・購買対策の4つの具体的な実践方策を掲げ、目標とする農業者の所得増大と農業生産の拡大の実現に向け、現在、その取り組みを進めてございます。

市といたしましては、これら営農対策や販売対策等の取り組みに対しまして、十分JAさんとも協議を重ね、側面からではございますが、しっかりと支援を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、高齢就農者への支援でございますが、退職後、農業に生きがいを見出し、精力的に営農活動に取り組んでいる就農者も数多くいらっしゃいます。年齢に関係なく、向こう5年間の農業経営改善計画を提出していただければ認定させていただき、「認定農業者」の資格を得ることができ、税制上の特例や各種補助事業の適用を受けることができます。

長期総合計画の成果指標でもある認定農業者をふやす取り組みは重要でございまして、職員が丁寧に窓口対応をさせていただいてございますが、制度につきましてもさらに広く

周知を行うため、広報紙等への掲載も充実させ、積極的な情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

最後に、農業後継者確保に必要な支援という御質問でございますが、就農者の確保は、本市農業振興施策を進めていくソフト部門の根幹をなすものと考えてございます。本市は、気候も温暖で自然災害による被害も比較的少なく、都市近郊型の農業経営も可能な立地条件にあります。そうした優位的地域でありながら就農者が減少し、毎年農業生産額等も右肩下がりの状況が続いているのは、農業経営に将来が見出せないことにほかなりません。換言すれば、農業所得の増大が見込めないことでもあります。

農業施設整備により農業生産性の向上が図られ、営農対策・販売対策が就農者の意向や考え方に沿った形で示され、それに基づき、意欲的に営農活動が実践できれば明るい展望も開けると思います。そのためにも、国・県や農業関係団体と活発な意見交換や調整を行いまして、効果的な農業支援施策が構築できるようしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

答弁内容が総括的な形となりましたが、地域農業を持続可能なものにしていくには、対処すべき課題が余りにも多く山積をしております。議員の御意見等も十分検討させていただき、施策に反映できるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 市長にお伺いしたいと思います。

現在の農業の実情を改善していくには、集約的農業、いわゆる農地の集約による効率化というのが本来どうしても必要なものだと考えています。しかしながら、今回私が、兼業農家、零細農家について発言させていただいたのは、なかなか集約的農業に進めない中で、現実には小さな農家が地域、農村を支えているというのが現状だと考えています。そのために、兼業農家等への支援が必要かと考えたんですが、市長の御意見をお聞かせください。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田加寿也議員の再質問にお答えをしたいと思います。

基幹産業である紀の川市にとっての農業、非常に厳しい状況であるということはもう太田議員も御存じのとおりであります。

そんな中で、今、国においてTPP等ますます多くの影響・課題が出てきておるわけで、TPPについては紀の川市では果物・野菜が主であって、米の生産等々を主にやっておる東北や北陸地域は大きな影響があると思うんですが、御存じのように、私はオレンジの自由化というのが昔あったわけで、そのときにアメリカからおいしいオレンジやレモンが入ってきて、日本の果樹農家が大変だという、そういう騒ぎを、私の若いころでありましたが、あったわけで、さほど影響なく紀の川市の果物は外国の果物に負けけることはない

と、そう信じていますし、むしろこれを逆手に取って輸出にまで持っていけるようなことがあれば、なおいいのではないかなと、逆に考えております。

その中で、太田議員の心配される兼業農家はじめ、60歳以上、65歳以上のその農業者等々について今後どう考えていくかということは、いつも同僚議員からも御質問があるように、まず圃場の整備をやることがその農業の就労の、経費の、また減少、そして土曜・休日の農業の取り組みにもやっていける、そういうことにまず考えていかなきゃならんということを申し上げてきているわけでありましたが、それらがいろいろと市が農地を持たれている皆さん方と今後の大きな課題、市の責任ということよりも農地を持たれている農業者の各家庭のいろいろな違いはあろうと思いますが、後継者がいない、また定年になったら帰ってきてやってくれるというそういう方向だけではなしに、いろいろと農業者と膝を交えて、今後の紀の川市の農業のあり方というものを検討していく必要があるのではないかなと、そのように思っておりますので、議員各位のいろいろな協力、そして国・県・JAとの関係機関とも調整を図りながら進めていきたいと、そのように思っております。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○副議長（坂本康隆君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後0時59分）

○副議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○副議長（坂本康隆君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をします。

子どもの貧困と子ども食堂についてです。今までも何度か質問があったと思いますが、あえて質問させていただきます。

親の経済的な貧困により、子どもたちが厳しい生活を強いられる子どもの貧困が社会問題化する中で、子どもの貧困対策法や子どもの貧困大綱が成立しています。その中でも、地方公共団体は教育支援・生活支援、保護者に対する就労支援・経済的支援、調査研究のために必要な施策を講じるものとするのが規定されています。

そこで、国が公表する子どもの総体的貧困率16.3%という数値だけに頼るのではなく、地域経済や地域構造に基づいて紀の川市における貧困の実態を把握することが必要なことではないかと考えます。確かに、簡単なことではないということも理解しています。

しかし、やる気次第で絶対にできないということでもないと思います。調査をし、貧困がなければそれにこしたことはありません。生活保護を受けていないから貧困ではないのではありませんし、スマートフォンなどを持っているから貧困ではないということでもありません。現在の貧困は、目に見えない貧困という状況も多くあります。だからこそ、何らかの形で可視化することが重要になってきます。

児童扶養手当受給者資格者の所得からもわかってくる部分もあるかと思います。児童扶養手当を支給している以上、受給者の所得データはあるはずで、その数字と生活保護で使われる最低生活費等を比較し、その基準に満たない世帯が存在するかどうか、それを知ることで市のひとり親世帯の貧困率がわかってくると思います。

未来を担う子どもが劣悪な状況に置かれ、将来の可能性を奪われることは子どもの人生にマイナスになるだけでなく、日本社会の重大な損失です。これまでも、紀の川市は子育て施策としてさまざまな施策を実施しています。ことしから拡充された子どもの医療費無料化もその一つです。子どもは大切に考える紀の川市だからこそ、実態を把握することが大切であり、目を背けてはいけないことだと考えます。

次に、子ども食堂についてです。

親の帰宅が遅く、夜まで子どもだけで過ごす子や、何らかの困り事がある家庭の子たちに、温かい手づくりの食事を提供する「子ども食堂」という学童保育とは異なった形の子どもの居場所づくりが各地で広がってきています。そして、この子ども食堂の開設や運営に対し、行政が補助金を出す自治体も出てきています。

和歌山県も今年度、和歌山県子ども食堂支援事業を実施しました。この事業について、申請は何件かあるにもかかわらず、来年度の実施はわからないと聞いています。現在も貴志川地域で1カ所運営が開始されています。ここを運営されている方たちも運営するための費用や場所の確保も大変であると言っています。実際に始められている方がいるのは必要に応じたものであり、そしてその現場からの切実な声だと思います。

子どもに対してさまざまな施策を行っている市として、独自に補助金を出したり子ども食堂を開設できるような場所や空き家情報を提供できる体制をとってはどうかと考えます。  
○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、中村議員の子どもの貧困と子ども食堂について答弁申し上げます。

子どもの貧困という御質問については、過去に二度ほど御質問をいただいており、その認識や取り組みについて保健福祉部及び教育部における認識、あるいはその取り組み等の内容について答弁申し上げてきたところです。

今回、市独自の貧困率を出し実態を把握する必要があるのではないかという御質問でございますが、市としては、厚生労働省の「国民生活基礎調査」における3年に1回の大規模調査の年に発表される貧困率をもって、統計的に利用されている「子どもの貧困率」と

して捉えております。

この国の調査から導き出されている可処分所得と世帯人員数をもとにした相対的貧困率という定義から見たところの子どもの貧困率が、平成25年度調査で16.3%という数値が出ており、これは夫婦と子ども2人の4人家族で年間の可処分所得が244万円、税及び社会保険料等を含めた年収ベースで言いますと約270万から280万円、月収にして約23万円と想定されます。そういうことから、紀の川市においてもこの年収約270万円から280万円の世帯が統計的に16.3%の率で存在するというように認識しております。

以前の答弁でもお答えしておりますが、国の膨大な調査の一環で算出されている統計値を市独自の調査として貧困率というものを把握することについて、作業的な実施を今のところ考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

また、児童扶養手当の所得状況、階層から見えてくるひとり親の状況については、現在のシステムは手当の支給のためのシステムであり、分析の機能がありませんので、利用については費用対効果等難しいものと思われれます。今後は、子育て関係の計画の見直しや策定の機会を捉え、アンケート調査等で関係する設問等の可能性を研究してまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂についてであります。さまざまな理由で帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子どもたちがいて、一人で食事をしたり、居場所がなく最悪の場合、事件に巻き込まれたりするということから、「子ども食堂」という取り組みが都市部を中心にNPOや民間団体によって行われているということについて、最近よく報道されております。

議員がおっしゃったように、和歌山県も本年度から「和歌山子ども食堂支援事業」を実施しているところでありますが、紀の川市独自の補助や実施場所を確保する支援として、空き家情報等を提供できるような体制をとってはどうかという御質問でございますが、市の保健福祉部では、今のところ具体的な相談をいただいているようなケースはないという状況の中で、まずは県の制度を活用していただきたいと思います。とっております。

また、県の制度もことし始まったばかりということで、国の動向やこの事業の市町村との兼ね合いなども今後検討されるようですので、その動向を見た上で、市単独事業というよりは、県事業もしくは県補助事業として検討すべきものと考えております。

また、事業を実施できる場所として空き家情報を提供できる体制についてであります。保健福祉部では空き家等の情報管理はしておりませんが、そういう相談があった場合は、地域の区長様や民生委員の方々に情報提供を受けるなど、できるだけことはするよう考えております。

また、県や市の空き家対策として空き家バンクのような体制が整った場合は、そのデータの提供が可能となるよう関係部署と協議してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁です。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 再質問します。

過去の質問でも、独自の実態把握は難しいと答弁されていることは聞いています。しかし、実際に沖縄県では、必要なデータをもとにして独自に貧困率を出したり、東京の足立区や横浜市、福岡市、北九州市などでは、小学生や中学生の子どもがいる世帯に対しアンケート調査を行ったりしています。人口の多い自治体だから独自調査の意味がある、人口が少ないから意味がない、やらなくてもいいのではありません。

佐賀県の武雄市のように、実際に取り組んでいこうとしている自治体もあります。武雄市は、人口規模から見ても決して大きな自治体とは言えないと思います。ですが、武雄市では、市長の思いから教育委員会の中に、「子どもの貧困対策課」という専門の課を設置し、小・中学生の保護者だけでなく児童・生徒にもアンケートを実施するために現在は設問内容を検討中ということです。さらに、児童扶養手当受給者にも現況届提出時に一緒に提出してもらえようアンケートを同封しています。そして、子どもたちの身近にいる学校の先生にもどんなサポートが必要かを調査する予定だそうです。その後の支援策としては、まずは教育面から始め、子ども食堂も見きわめながら検討するようです。

大きな都市と地方では貧困率に差が生じ、また要因も全く同じとは考えられません。だからこそ、独自の把握をし認識をすることが必要と考えます。

国は、地域の実情を踏まえつつ、自治体の体制整備を段取りよく進めていく必要があることから、複数年にわたって計画的に実施する「子どもの未来応援地域ネットワーク支援事業」として、地域子どもの未来応援交付金を創設しています。これは、実態調査や分析、支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定に補助率4分の3、コーディネーターの位置づけを含む具体的な体制整備に補助率2分の1、地方自治体独自の先行的なモデル事業に補助率2分1という内容のものです。せっかくですから、利用して実態把握に努めてはどうでしょうか。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁、求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 中村議員の再質問にお答えいたします。

議員が言われるように、市町村でも貧困率を出している自治体はあるということですが、独自に貧困率を調査している市町村はまだまだ少ないものと思います。

先ほど申されたように、県や政令指定都市等の大きな自治体では、アンケートにより類似の調査を実施しているということです。絶対的に人口が多い中では、対象者数も相当であると予想されます。

また、この貧困の問題に関しては、県においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、子どもの貧困対策についての計画策定が求められているという状況です。

そのような状況から、市では先ほども答弁しましたが、貧困解決に向けて市独自で、例

えば所得保障等の施策の展開は、現時点では考えておりません。調査・分析については実施する予定はありませんが、各種の子育て支援はもちろん、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」で、県が策定予定の計画に基づいて、この問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

また、貧困対策に取り組む自治体の交付金等、国のほうでも創設されておりますが、今後の交付金事業については、状況を見きわめながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 親の収入が少ないと十分な教育が受けられない。教育が受けられないと進学や就職で不利になり、収入の高い職につけない。貧困につながりやすくなる。

つまり、子どもの世代にも貧困が連鎖する。このことは、内閣府の資料にも書かれています。「子どもの貧困対策の放置は、社会の損失」、「子どもの貧困対策の推進は、未来への投資」とも書かれています。そして、子どもの貧困を放置すれば、将来を支えるはずの子どもたちが支えられる側になってしまいます。

先に行う施策を考えるのではなく、実態を把握してから何を必要としているのかを考えていく必要があると思っております。小さなスタートからでもいいと思っております。孤立する子ども、その家庭を助けられるよう頑張っていたきたいと思っておりますが、市長はどう考えているのでしょうか。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村真紀議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

前日も答弁で申し上げたとおり、まず、「こどもの貧困」という表現は、個人的に私は適切ではないと考えております。そんな中で、さまざまな理由で収入が少ない世帯やひとり親家庭の世帯など十分な環境でない方々もいるということは承知をいたしております。

その上で、先ほど担当部長が答弁したとおり、市独自の調査及び施策の展開というのは現状では考えておりませんが、国や県の方針に従い、また議員皆様方の御意見をお聞かせをいただきながら、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本康隆君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

○副議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

はじめに、5町合併と市政10年の検証についての質問をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

一つ目の質問は、5町合併と市政10年の検証についてです。

平成の大合併では、三位一体の改革で地方交付税が大幅に削減される中、合併をしないと自治体は成り立たない、効率的な行財政運営のためには市町村合併をと、全国的に市町村合併が進みました。この那賀地方でも、那賀5町が合併をし、新市が発足をして10年が経過をしました。

5町合併は、地域社会と市民生活にとって大きな変化でありました。この9月議会には、平成27年度の各会計の決算認定議案が上程されており、1年間を通した予算に対する決算として10年目の決算となります。

市政発足後、那賀5町による合併協定書や新市建設計画、その後は第1次長期総合計画に基づいて市政運営がなされてきました。10年を経た今、5町合併と市政10年を一度足をとめて検証をしておく必要があるのではないかというのが私の問題意識です。地域社会と市民生活にとって5町合併がどういうものであったのか、市政10年で到達と課題は何かを市として検証する考えはありませんかというのが、一つ目の質問です。

合併への検証は、今、進めている第2次長期総合計画を定める上でも必要な作業と考えます。また、市の職員の中で合併事務とその後の市政運営を担った職員の退職が進む中で、合併の記憶が薄れる前に検証という形での記録を残すことは、今後の市政運営、市政の発展のためにも必要なことと考えます。

二つ目に、5町合併とその後の市政10年をどう評価しているかということもお聞きをしたいと思います。今回は、総論的に合併と市政10年を振り返っての率直な評価と認識をお聞きしたいと思います。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 石井議員の御質問にお答えいたします。

合併後10年における市政の到達の度合いと課題の検証については、今後の市政運営上、重要であると認識しております。紀の川市は合併後、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」を将来像に掲げた第1次紀の川市長期総合計画を策定し、「均衡のとれたまちづくり」、「安全安心のまちづくり」を積極的に進めてまいりました。

来年度、第1次紀の川市長期総合計画の最終年度を迎えることになり、第2次紀の川市長期総合計画について、平成28年度、平成29年度の2カ年での策定作業を進めているところでございます。また、現在、第2次紀の川市長期総合計画の策定に当たり、第1次の紀の川市長期総合計画における市政10年の検証と今後のまちづくりに対する市民ニーズの集約を目的に、2,500名を対象とした紀の川市市民意識調査を実施しているところでございます。市民意識調査の結果を取りまとめることで、市政10年の検証と今後取り組むべき課題の基礎資料になると考えており、第2次長期総合計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

なお、議員御質問の「合併10年の検証」という記録を残すことにつきましては、現時

点では計画はございません。

次に、5町合併とその後の市政10年の評価につきましては、平成16年4月に実施した「那賀5町の将来のまちづくりに関する住民意識調査」において、合併することでの一番の心配が、行政区域が広がることによって、きめ細かな行政サービスが難しくなる。2番目の心配が、本庁への距離が遠くなり、不便になるというものでございました。

市では、合併以来、市民サービスの満足度を高めるために、きめ細かな行政サービスを提供してまいりました。また、支所で日常業務をとり行うことにより、それぞれの地域の皆様にとって最も近い行政窓口としてサービスを提供したことにより、市民の合併に対する不安要素については、行政責任を果たしてきたものと認識しているところでございます。

また、市政10年の評価については、「安全・安心なまちづくり」を最重要課題として、基盤整備を中心としたさまざまな事業の実施に取り組んできたものと認識しているところでございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきまして。

合併への検証は重要だということだけれども、形として残す計画はないと。ただ、長計への策定の作業であったり、内部的にはいろんな検証はされていくということだったと思います。

私が今回、なぜ検証をして記録として残す必要があるのではないかということをおっしゃったのかということ、今現在も必要だということもありますし、今後自治体の再編がさらに進むと。つまり、道州制を導入しようという議論は引き続き国もやられていますし、関西広域連合でも議論がされているということがあります。ここに、僕は危機感を持っているんですけれども。今後、大きな変動が検討されている中で、紀の川市の地域がどうだったのかということをしっかり踏まえておく必要があるのかなと思います。

仮に、道州制が導入されるということになると、今、せっかくこうした頑張ってきた紀の川市政が、また足元からすくわれるようなことに、外圧からですね、内発するものじゃなくて、外圧からそうなるんじゃないかというのが危機感としてあるので、今、改めてきちんと踏まえておく必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。

答弁いただきまして、再質問でお聞きをしたいのは、5町合併と市政10年をどう評価するのかという最初の質問にかかわって、旧5町の均衡・発展は図れたのかということなんです。5町合併を決めていく中でも、全国的な事例から周辺部が寂れていくという心配が出されておりました。先ほど、部長の答弁でも、本庁が遠くなるという中でも、支所の存在によってクリアしてきたという答弁もありましたけれども、周辺部が寂れていくという心配が出ていたと思います。

これに対して、市政の取り組みがどうだったかということを見ますと、例えば今年

度にはデマンドタクシーの導入もありましたし、麻生津簡易水道の拡張事業も進んでいます。地域情報通信基盤整備事業もありましたし、貴志川線も存続できていると。これらのことは、それぞれの地域課題に市政として取り組んできたと言える部分だと思います。

一方で、人口ビジョンいただきましたけれども、人口動態を旧町ごとに見れば、旧打田町は人口が微増していると、そのほかの地域は減少していつていると。国勢調査の結果がまだ出ないので、27年に実施したもの、最新の数値が見えないので、その傾向が引き続きあるのか、また違った傾向になっているのかということはまだ見ることはできないんですけれども、人口動態で見れば5町の中にも違いが出てきているということがあります。例えば、そんな中で、那賀町ではスーパーマーケットがなくなったりと、生活にかかわる変化も地域の中で起きてきているわけですからけれども。

もとに戻りますけれども、旧5町の均衡・発展は図れたのかという点で、もう一度どのように認識されているのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

旧5町の均衡のとれたまちづくりにつきましては、旧5町それぞれの現状を把握した上で、優先的に実施すべき事業を展開し、それぞれの不足している部分を補うことにより旧5町のバランスがよくなることで、市の全体の最適化を図ってきたと認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再々質問です。

市長にお聞きをしたいと思います。最初の質問と重なるんですけれども、5町合併をどう評価しているのか。市政10年をどう評価しているのか。一番市政のトップとして担ってきた方のお言葉として率直な評価、認識をお聞きしたいというふうに思っています。

僕自身も今、この10年というのはどういうものかということを追いかけているところなんですけれども。例えば、市内総生産の額で見てみたいんです。平成17年度が、紀の川市の市内総生産というのが1,629億3,600万円でした。和歌山県の市内総生産に対する紀の川市の地域の経済の割合というのが4.4%だったんですね。平成25年度の数値で見ますと1,797億3,700万円ということで、上昇をしているんですね。この10年間でも、地域の市内総生産というのは上昇をしていると。さらに、その和歌山県の中での紀の川市の市内総生産が占める割合というのも5.0%と、平成17年度で見たら4.4%だったのが、5.0%ということで、この10年間で紀の川市の市内総生産というのは伸びているし、県内で見てもウエートを増している地域というふうに見ることができると思います。このことは、合併のいろんな事業の結果かもしれないし、またいろ

んな全国の要因もあるかもしれないんですけども、それはそれでまだ明るい情報なのかなというふうに思っています。

市政運営で言うと、粉河中学校の移転であったり、図書館の2館化であったり、自校給食の廃止であったり、市民の中に批判があっても進めたということもあります。また、行政サービスの担い手である職員の削減も進めてきました。いろんな見方はあるかと思いません。僕自身も今、作業しているところなんですけれども、市長としての率直な、どう合併を見ているのか、10年をどう見ているのかということをお聞きをしたいと思えます。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えをしたいと思えます。

合併以後10年間、この5町が合併しての評価といいますと、私は評価されるほうではないかなと思うんですが、10年間、先ほど企画部長も答弁したとおり、バランスのとれた、均衡を第一に、また安全・安心な紀の川市ということの中で、評価いただくところまでまだ来てないのではないかなと、これからだと私は思っております。まず。

そうであっても、計画どおりに進められてきた。もちろん、合併していろいろ不便になって、市役所が遠くなったとか、いろいろ市民の御不満はこの10年間にいろいろとお聞かせをいただきました。しかし、合併した以上は、均衡のとれた、まとまった安全・安心な紀の川市にしていこうということで、議会の皆さん方にも、また市民の皆さん方にも相談をさせていただきながら、執行部だけで勝手にやったのではなく、御理解をいただきながら進めてきたことに、まあ多少の評価といいますか、お認めをいただけるのではないかと自分自身思っておるところでございます。

○副議長（坂本康隆君） 次に、電力自由化への対応についての質問をどうぞ。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 続きまして、電力自由化への対応について質問をいたします。

電力の小売自由化は2003年に始まりましたが、当初の大口消費者を対象としたものから、本年2016年4月からは一般家庭向けの電力小売も自由化され、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。既存の電力会社の市場独占から新電力と言われる新規参入した電力会社からも電気を買うことができるようになったわけです。関西電力よりも、よりお得なところを選んだり、再生可能エネルギーを重視している電力会社を選んだりすることができるようになります。

経済産業省によれば、現在、300社を超える事業所が電力小売事業に登録をしているそうで、100万件を超える世帯が新電力などに切りかえているそうです。地方自治体も、この間拡大されてきた電力の小売自由化に合わせて、入札により電力調達を行うところがふえてきています。和歌山県や和歌山市でも、入札により購入先を決めるようになっていきます。

毎日新聞の5月21日付の報道によれば、和歌山市では6月から市の施設80カ所で新電力への切りかえを始める。これによって、年間の総電気使用料は6億2,200万円から1億3,130万円減の4億9,070万円と、21.1%の削減につながると見込むと紹介しています。

そこで、今回の質問ですが、電力契約の自由化を受け、入札により電力調達を行い、電気料金の削減を進める自治体もある中で、本市でもより低コストで環境に配慮した電力の調達を行ってはどうかということでもあります。

2点でお聞きいたします。

一つ目は、現在の電気料金、契約の状況についてです。

二つ目は、電力契約の入札実施についてです。入札により経費の削減を進めることとあわせて、環境に配慮した電力調達を行ってはどうかということです。和歌山県では、電力調達に当たり、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針というものを昨年策定しました。これは、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況などを評価項目として電力調達をする際の方針としています。今後の電力調達の方向についてお聞きをいたします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 石井議員の御質問にお答えいたします。

現在、市の全ての施設で使用している電力は、関西電力株式会社から供給を受けており、施設の規模や使用する電力量により、個人世帯と同様の「低圧型」や「高圧型」の2種類の契約の方法となっております。

電力自由化という電力事業に関する規制緩和につきましては、平成12年3月からの大規模な工場や施設が対象となる「特別高圧型」に始まり、徐々に規制が緩和され、本年4月から一般家庭を中心とする「低圧型」も含め、全面自由化となる流れの中、市が管理する施設におきましても、昨年度から施設を管理する関係各課が集まり、電力調達方法に関する調査、協議を実施してまいりました。

現在、コスト削減の面でメリットがあると考えられる「高圧型」の38施設について調査集約した状況として、平成27年度の電気料の総額は1億5,982万17円で、全て関西電力株式会社との随意契約となっております。

次に、電力契約の入札の実施についてでございますが、今後の取り組みとしましては、昨年度から協議、検討を重ねています関係各課の集約データをもとに、コスト削減見込み額等の調査や検証を進め、より効率的な施設運営を目指していきたいと考えております。

しかしながら、全国的な事例としまして、入札が不調に終わった事例や、契約締結後に新電力事業者が経営破綻し、見込んでいた削減効果額が得られなくなった事例も見受けられます。

現在、市が検討している「高圧型」の施設の多くは、災害対策本部となる本庁舎をはじめ、災害時に避難所として利用する施設が多く含まれていることから、「経済面」の視点

だけではなく、「信頼面」の視点からも十分に検証し、今後の方向を見定めていきたいと考えております。

また、社会的な環境意識が高まっている中、公共施設に関しては環境面においても配慮する必要があり、その点についても、現在、調査・研究を重ねている段階であります。例えば、環境省が示している二酸化炭素排出係数に準じた基準を設けるなどの対策が必要と考えております。

以上のことから、今後、新電力を活用する場合、多数の小売事業者の中から業者選定する基準として、「経済面」、「信頼面」、「環境面」において、実績と信頼ある事業者を選定することが重要であると考えており、今後、先進事例等を調査・研究しながら、関係各課と協議を進めていきたいと考えております。

○副議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

〔石井議員「ありません」という〕

○副議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○副議長（坂本康隆君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可いたします。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 議長のお許しを得ましたので、これから私の質問をさせていただきます。

これからの質問する内容については、基本的には私自身の考えが随所に入っていくと思います。そしてまた、私の言葉でやりたいと思っています。だから、考えとか認識について誤りがあるようでしたら、反問というわけではないんですが、自由に言っていただいたらいいというふうに思っております。

というのは、この質問についてはそう簡単に則答えが出るような問題ではないと思っていますので、これから議会と、あるいは執行部がいろいろな形で協議しながら詰めていかなきゃならない問題ですから、こういう機会をまず手始めにしながら、今後、「協働」ということなんです、どんどんどんどん深めていきたいと思っていますので、そこは私の考えと違うよというようなどこあったら、自由に言っていただいたらいいんじゃないかと。それによって、かえって協働精神というのはお互い議会と執行部の間でも共有することができて深めていけるんじゃないかというふうに思っていますので、よろしくその件はお願いしておきます。

それでは、私のことから始めるんですが、私は田舎の生活がさほど嫌いではありません。生まれてからもう70年になりますが、途中少しの中断はあったとしても、ずっと生活を田舎でやってきました。決して農業も好きだったからやってきたというわけではないんですが、田舎には人々が決して金銭的には豊かではないにいたしましても、それなりの生活が毎日同じように繰り返される、そこには生活を含めまして日本の現風景と言われるものが田舎にはあったんじゃないかというふうに思っております。

日本の代表的な生活形態であります農耕を中心とした生活が、戦後ある時期まであったというふうに思っております。人々は、農耕生活者の必要からということもあると思うんですが、助け合い、そしてまた定住生活者として人的なつながりが随所に見られる部分がございます。

ここで、私の地域にはなかったことなんです、全国的に皆さん御存じのように、こういう小さな集落でも「村八分」と言われるようなおきてがありまして、要するに、「二分」だけは残すけど、「八分」の分に関しては、あんたとは縁切るといような関係なんです、その二分というのは、お葬式と火事だけは、どんな気に入らないやつの家であっても、それだけは手伝うというルールがあったというふうに聞いております。その他、多少の違いはあったとしても、全国的には集落としての共同体が、いわゆるコミュニティが営まれてきました。

ところが、最近では、もうこの残っていた二分につきましても、お葬式は実に簡単になって、家族葬という形で、葬儀屋さんの手伝いで何とかできるから、近所の人に手伝ってもらわなくてもいいというようになりました。

そしてまた、火事につきましても、消防組合が対処してくれるというふうに思っている方がいらっしゃいます。ただ、この点に関しましては、消防署の人たちにも聞いてみますと、「いや、そうではなくて、地元の消防団というのは実に大事な役目を担ってくれているんだ」というような言い方をします。そこへ駆けつけるのが一番近いということあって、最初に駆けつけられるということもあるのと同時に、火事を消したとしても、その後の処理はやっぱり地元の人に頼らざるを得ないと。火はくすぶってた、いつ火が出るかわからないと、その管理といいますか、それは地元の人たちをお願いするしかないんですよ。それで、随分消防署としては助かっていますというようなことも聞いたことがございますし、火災以外の防災に関しては、もちろん地元の消防団が中心になってこれに対処しているというような意味で、地元の消防団は実に大変な役割を担っているというふうに思っています。

ただ、こういう形で村八分ということに関しても、この二分だけは一緒にやろうねというようなルールがあったんですが、これすら非常に希薄になってきたと。他人とのつながりの中で生きていく、他人とつながりの中で生きていくというような地域の共同体にほころびが見え始めたと言ってもいいんじゃないかというふうに思います。

確かに、地元の人たちと一緒にいろいろなことをしなきゃいかんというのは、うっとうしいということを感じる人もやっぱり中にはいらっしゃるそうです。地区の人と一緒に行動したり、集会がたびたびあったり、いろんなことでうっとうしいと、そういうことから解放されたほうが楽だというふうに思うような人がかなり出てきています。昔ながらの集落のつながり、しきたり、伝統が全て正しいとは思っては私もおりませんが、そしてまた全部残すべきだというふうには思っていないんですが、ただ、近来の経済社会の中で、個人的な気質というか、個人を支える論理になっているような気がします。お金だけ、要するに利

害ですね、自分だけ、今だけよかったらいいという考え方もどうかというふうに思っています。

戦後の日本人気質と言えるかもしれませんが、時代が変わって過去が否定されたときに、全てを否定してしまうという傾向がある。過去にもいいもんがあったはずなのに、過去の共同体として集落のいい習慣もあり、残していかなきゃならんもんもあったのに、その過去を否定して全部を否定してしまってなくしてしまうという傾向は日本人の中にあるのではないかと。大げさに言いますと、それを過去からずっとつながっているんだと、我々は過去をつないで過去を継承して生きているんだということを、これを完全に否定してしまうと、ずっと日本に受け継いできた日本文化というものも途切れてしまうような気がします。

私は、歴史というのは、ごく普通の人たちが生まれ、大きくなり、生産活動に携わり、子どもを育てていくという、この単純な作業で初めて歴史が存在するんだと思っています。英雄が歴史をつくったわけでも何でもなし。英雄は、その時代に必要とされる人ですから、ある時代を切り開いたことということがあるんですが、このごく普通の人たちがいない限りは、歴史がそこで途絶えるということも十分認識しておく必要があるのではないかとこのように思っています。

少しちょっと大上段に生意気なことを言いましたが、これからの質問に関連がありますので、お許しいただきたいというふうに思います。

それでは、具体的な質問なんですけど、区へ、自治区ですね、自治区への不加入についてお聞きいたします。

私が住んでいるのは、市長と同じ西山というところなんですけど、かなり紀の川の中でも田舎に属するとこだと思うんですけど、中には途中から入って移り住んでこられた方の中にも、区のいろいろな事業に参加するのはしんどいから、それは区費の問題もあるかもしれませんが、区から抜きたいという方もいらっしゃいます。そして、もちろん執行部の方はよく御存じだと思いますが、ある地域では、地区の4分の1の人たちが、こぞってといますか、まとまってやめるといふ、そういう問題がございました。大きなところですから、200戸が一気にやめるといふことになりまして、非常に今問題になっています。

移住してきて、いろんな理由で区へ入らない人もいらっしゃるし、土地を脱退する人もあると思いますが、合併後の加入率はどのように変わっていったのか。各地域ごとというのは大変ですが、大体大枠として、大体加入率はどのように推移していったのか。私がちょっと聞いている範囲では、合併10年の間に加入率がどんどん下がったというふうに聞いていますので、これはどれぐらいの率で下がっているかということをお聞きしたい。

そしてまた、この抜け出すというんか、初めから入らないというのはどういう理由なんかということ。

そして、3点目というか、小さい問題の3点目ですが、市の中の地域としての最小単位であるコミュニティとしての自治区への不参加について、市行政としてはどのような不都

合があるんか。市としては、こんなこと困っているんだというようなことがあったら教えていただきたいと。

少なくとも、予算の中には行政事務委託料、あるいは自治区運営補助金という形で4,000万円ぐらいのお金は毎年市から区のほうへ渡しているはずなんですが、これについてどのようにお考え、入っていない人まで、いますから、入っているところだけに渡しているのかということをお聞きしたいと。

できれば、できればというか、こういう問題があるということを当然のように認識されていると思いますが、こういう事態に対してどのような対処をしようとしているのか。非常に問題であって、難しい問題だと思うんですが、加入率が低下していくのに対してどのようにお考えなんか。今後ずっと先のことやなくて、今何をしているのかということ具体的に、まず初めの質問としてお聞きしたいと思います。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 立具久幸君。

○地域振興部長（立具久幸君）（登壇） 西川議員の市民の「協働意識」と自治区への加入率の低下についてという御質問に答弁をさせていただきます。

本市の自治区の加入率は、合併翌年の平成18年4月1日におきましては、住民基本台帳世帯数2万4,306世帯に対しまして、自治区の加入世帯数は2万1,224世帯で87.3%。また、5年後の平成23年4月1日におきましては、住民基本台帳世帯数2万5,570世帯に対しまして、加入世帯数は2万742世帯で81.1%。また、直近の数値といたしまして、平成28年4月1日におきまして、住民基本台帳世帯数2万6,275世帯に対しまして、加入世帯数は2万505世帯の78.0%ということで、徐々に低下をしてくております。

本年4月には、今議員からも話がありましたように、ある区長から自治会費の値上げ等の理由で、町内会全員が脱退したい旨の申し出があったとの御相談を受けまして、関係者で現在協議を重ねているところです。本来、自治区は任意団体でありまして、加入も義務ではなく、市には何の法的な権限もないことから、年々、自治区の運営は難しくなっているのが現状であります。

平成22年度に実施しております内閣府のアンケートでの自治区、町内会に加入しようと思わない理由は、忙しくて活動に参加できないという理由が54.9%、そしてどのような活動をしているのかわからないからというのが34.1%、役員等の責任を負うのが面倒だからという理由が28.1%、活動に興味がないからというのが23.7%、一緒に活動する仲間がないからという理由が18.8%となっております。

本市でも、自治区へ加入したいが、加入ができない。また、今まで自治区へ加入していたが、脱退しようと思っているということで、市では解決できない難しい御相談をいただく場合があります。

本市におきましても、市民意識調査を本年8月に実施しておりまして、その中にも同内

容の質問を入れておりますので、これを今後の参考にしてまいりたいというふうに考えております。

また現在、市が各自治区に対しまして、防犯・防災、福祉、環境整備等の事業の周知、また関係事業の補助要望、各種募金の依頼等々、自治区へ多種多様な依頼事項がありまして、これらを旧町5地域の区長会、また全体区長会を開催いたしまして、区民に周知、取りまとめをしていただいております。この点に、先ほど議員から話がありましたように、委託料なり補助金を充てさせていただいております。

こうしたことが、自治区の加入率の低下によりまして、市全体に周知ができなくなりまして、行政事業が行き渡らなくなることが危惧されてまいります。

その結果、直接、個々に周知・要望の対応をしていかななくてはならなくなり、市の職員数を削減していることに反し、ますます我々市行政の業務がふえることは必至であります。

また、災害時には、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災におきまして、「生き埋めや閉じ込められた際の救助の割合」では、自力で脱出したのが34.9%、家族での脱出が31.9%、次いで、友人・隣人に助けってもらったというのが28.1%ですが、救助隊につきましては1.7%と、公的機関の対応が非常に低うございまして、広範囲の災害時には市だけでは対応ができないということは、もうはっきりしております。

そのため、自治区の活動を通じ、日ごろから交流と親睦を図り、地域の「きずな」や連帯意識を高め、いざというときに地域の防災力を発揮できるようにしていただくことが重要となります。

過去、各議員から自治区の加入促進についての御質問をいただいております。市といたしましてもこの自治区の加入促進の取り組みはコミュニケーションが広がり、行事などの活動を通じ、地域での親睦を図ることができ、そのことが防災・防犯に対する意識を高め、地域住民の交流を深め、子どもや高齢者の見守りや支え合いなど、地域の活性化につながると考えまして、昨年度から自治区の加入促進について検討をしております。

しかしながら、市だけで本事業を進めることは非常に困難であるため、自治区と連携いたしまして取り組もうとしていたところでしたが、ことしの2月に開催いたしました「紀の川市自治連絡協議会」におきまして、委員さんから自治区の加入促進対策として、パンフレットなりチラシ等をつくって、それを配布したらどうかという御提案をいただきました。

また、市といたしましても、この協議会と相談いたしまして、ことしの5月に全体区長会の第2部の研修会ですが、講師に和大的名誉教授堀内先生をお招きいたしまして、「自治区のあり方と行政との協働について」というテーマで研修を区長さん方に受けていただきました。

これらの提案、そして研修の成果等を踏まえまして、各自治区の加入促進の取り組み等につきましては、まず全区長を対象にアンケート調査を実施しまして、それをまとめた上で加入促進を進めていきたいなというふうに考え、同協議会において自治区の加入促進の

取り組み等に関するアンケートの内容を提案いたしまして、了承をいただき、現在、このアンケート調査を実施しているところでございます。

なお、今後の計画といたしましては、このアンケート結果の分析、それから10月に予定しております先進地視察研修の内容を自治連絡協議会と十分検討・協議を重ねまして、加入促進マニュアルなりパンフレットをつくり、自治区の加入促進を啓発し推進してまいりたいというふうに考えております。

最後になりましたが、自治区の加入促進につきましては、議員御指摘のとおり、非常に難しい問題ではありますが、市としてできることから積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の御指導、御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） ただいまの地域振興部長の答弁では、自治区の加入率が年々減少している。これが、市財政でも少なからず影響を与えているというようなことでございます。それは理解いたしました。

私も3.11の後で余震という形で、長野でも大地震、かなり地震があつて、全壊の、長野県での話なんですけど、家が壊れたと。ただ、その村は、村ですが、死者一人も出さなかったというような村がございます。それはどうしてそうかという、これはいいことか悪いことか、ちょっと判断に困るところがあるんですが、隣近所が非常に結びつきが強く、その家のおばあちゃんは、ここで寝てるまで知っていたと。だから、救出が実にたやすかったとまでは言いませんが、大きな家の中で、ここに寝てるから、ここ掘ったら出てくるよというような形で救出できたんで、けが人は当然あつたし、家の全壊・半壊はいっぱいあつたんですが、人命にかかわる、命をなくすということがなかったというふうなことから、こういうつながりはある意味では非常に大事じゃないかというふうに思っています。

それからまた、今後、我が国が地方分権とか少子高齢化が進む中で、社会保障費の増大により市財政が厳しくなることが当然のように予想されます。また、最近、我々もいただきました紀の川市の監査委員の紀の川市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書では、その総括として次のように書かれています。「人口の減少により自主財源の根幹である市税の収入見込みは減少傾向にある。また、普通交付税の合併算定替えによる増額分が、平成28年度以降逡減していくことにより減少していくことが見込まれている。また、歳出面においては、扶助費の増加、合併特例債の償還に伴う公債費や公共施設、これについてはいろいろな人が質問出ていたと思うんですが、公共施設の老朽化による対策費の増加などが見込まれると。決して、財政的には楽にはなっていく状況ではない」ということを、「こうした状況を踏まえて、市の課題に的確に対応するため、引き続き行財政改革に取り組みつつ運営の仕組みを確立し、持続可能な財政運営に向け健全化を

進めていくことが必要である」というふうに総括として書かれています。

もちろん、こういうことは市役所の執行部としてもずっと言われてきたことで、長期総合計画にも第一の政策目標で、ともに参加し行動するまち、みんなで力を合わせようという形で協働の必要性、要するに、隣近所のつながりの必要性は言われていますし、市財政計画、これは財政計画なんですけども、においても、財政健全化に向けた持続可能な取り組みの一つとして、市民と市行政の協働を上げています。これは、行政が担ってきた部分、いわゆる公共の部分を市民や企業、NPOにある程度担ってもらうことによってさまざまな課題を柔軟に対応することができ、財政的にも非常に期待が持てると。

要するに、これ財政面でも協働ということが非常に大事なんだということは、もともと市の財政課、あるいは長期計画にも言われていました。これが、本来こういう形であるのは、それなりにいいんですが、それなりにただ、機能してきた自治体が弱体化することによって機能不全に陥ると、このような目標設定しても到底うまくいかないのではないかという部分もあるんじゃないか。

これはまた、ただ単なる財政面という問題だけではなくて、将来の地方自治体の生き残りをかけた自治体間の戦いにも影響するんじゃないかと。地方創生とかあんなこと言っていますけど、本当のところは地方間の競争ですから、前も質問させていただいて、金太郎あめみたいな、この計画でも同じようなことをしたってだめなんですよと。要するに、その市、その市町村独自のもんを出して行って自治体間の競争に勝つための力を蓄えなきゃいかんというふうに言わせてもらったことあるんですが、これは国にとってはある意味、逃げ場みたいなのともありまして、地方に任せて地方創生はこうやると言ってんねんやから、それに対して「補助金つけるけど、うまくいかなかったも地方の責任ですよ」というような言い方もされないと限らない。だから、この地方の自治体間の競争に勝つというには、どっちの方向から見ましても、協働と地方の自治というのは欠くことができないと言われています。

だから、協働、そしてみんなが協力しながらやるということ。そして、そこはみんなの考えた形でこの自治体をどうつくっていくんだということがはっきりしないと、地域競争には勝てないということなんです。

ただ、私もいろんな形で多少いろいろ勉強しますと、これからは国の言うこと、県の言うことを聞いて地方が進めばいいというもう時代ではないと。少なくとも、ちょっとこれ余談になるんですが、国はもう、簡単に言いますと、1,000兆円以上の借金を持っていると、これはどう考えても社会保障費を何とかしようと思ったら、非常な問題になるだろうと。だから、2%今回も上げますよと言ったけど、全ての政党がこれに反対するんですね。

じゃ、どうしたらできるんですかといったって、ここにも書かれていますけど、社会保障費の充実、見えぬ財源という形で、財源的にどうするか、何の約束もない。ただ、約束というか、話としたり税金上げる前にやることがあるでしょうという言い方するんですけ

ど、やることあるでしょうと言いながらやったためしは一回もないんですよ。だけど、そしてまた我々みたいな普通庶民にとっても、2%上げて将来安心できるんだったら、そのほうがいいと、2%上げないで我々の老後、あるいは子どもたちの時代にずっと負担をかけていくようだったら、今上げてくださいという意見のほうが私の聞く限りでは多いですよ。だって、麻生さんが、ここは年寄りもっと金使えと言うけど、不安で使えないんですから、使わないんですよ。だけど、将来が何とか保障されたら、使っていくという可能性のあるのに、どうも国の考えていることは、先ほど言いましたように、個人の考えと同じように、今だけがよければいいという考えがどうもあるんじゃないかと。もうちょっと長期的に、中長期的な展望の中で、国民の皆さんにも負担をかけるけど、こうせざるを得んのやということをもっとはっきり言ったほうがいいんじゃないかというふうに思っているんですが、なかなかそうはいかないと。そういうことが、国の政策性にとっても言えるんですが。

我々は、地方の自治体ですから本当のことを市民に知らせて、こっから反応、いろいろな意見をいただきながら我々の仕事をしていくんだという形に変えていかないと、県の言うこと、国の言うことを聞いてれば何とかなるという時代はもう終わっているようなことになるんじゃないかというふうに思っています。そのためにもです。区への加入率を上げるということは、逃げるわけにもいかん課題だというふうに思います。

ただ、先ほど振興部長も言いましたように、ただ自治区は任意団体で、加入に対する法的な権限を持っていないと、だから問題なんですね。絶対入ってくれとは言えないと。

そしてまた、これが誰がやるのかも非常に現実問題として難しいんですね。例えば、それは自治区ですから、区長さんの責任で説得してくださいなのか、あるいは市も何とか関与しますと言われるのか。もう今、区長がちょっとなり手が無いぐらいですから、そんな仕事まで背負いこまされるとますますなくなるような状況にあるんですが、なかなか法的なものを根拠にしまして、これは役場というか市役所の仕事でないから、区長さんがやってくださいよと言うと、なかなか加入率は上がっていかないと。これも、基本的には市と区の長、区長さんが協力しながら説得にというか、宣伝もしながら入っていただくというふうにするしかないのかなと。

ただ、個人の意識の問題ですから、入るか入らないかというのは。即効薬がないですし、即、何かとして解決できるような問題ではないということは十分理解はしています。ただ、ここではこれで終わってもいいんですが、ちょっとでも協働とか協力していく可能性あるとしたら、それは理論としてだけじゃなくて、行動に移していくことが必要であるんじゃないかと思っています。

例えば、協働ということに直接結びつかないんですが、非常にまとまりのええ市であるというふうに聞いている湖南地区で、琵琶湖の下のほうなんですけど、この辺は結構住みたいまち何番に入るようなところなんですけど、ここについては広報紙はやっぱり区長さんに任せて、そっから配布するという方式をとっているらしいんですよ。そして、それで区に入

っていない人にはどうするかというたら、コンビニへ置いておいて、勝手に取りに来てくださいという方法とっていると。それぐらいの入らない人は責任を持たすんだということも、ある意味大事ではないかと。これはもう、今までは皆、業者配布にしているから、それをもとへ戻すというのは大変な問題だと思っているんですが、そういうことをやっているとこもあると。

それと、私はもう一つ、今、農業委員会でやっている職員さんと地元の協力関係というのについてちょっとだけ言わせていただきますと。農地法が変わりまして、農業委員会の数は37から16に減らしたんですが、それでは何ともしがたいと。要するに、耕作放棄地をどうするかというような問題に関しては、農地利用最適化委員さんも置いて、その人たちに協力を願って農業のことを考えていこうじゃないかということで、農地利用最適化委員さんというのを50何名かつくっています。ちょっと数ははっきり覚えてない。

だけど、そのときに、その人たちの仕事ははっきりこれだというふうに位置づけがなかったものですから、紀の川市は農業委員さんと最適化の委員さんと、それに職員さんを変えて、月に1回は必ず会議するように義務づけています。農業委員会のある10日ぐらい前から、また五日ぐらい前の間に。この間に、その三者寄って、農業委員、農業推進委員、職員、この三者が寄って、必ず会議を開いて、その地区の問題点、どうしたら解決する、ちょっとすぐ解決する方法はないんですけど、そういうことを話し合ってくださいという会議を持つようにしています。職員さんにとっては大変です。その地域へ行って、新しく入ってきた職員もいて、経験もないのにそういうところでいろいろ説明しなきゃいかんので大変だとは思いますが、そういうことによって職員そのものを鍛えられるという機会があるんでね、そして地元の人たちとつながりができていくということなんで、こういうこともいろいろやっています。

だから、今はもう10年たって、合併10年たって総括するのもいいんですが、現実にもろんなところでその弱点が見えてきたときに、それを行動に移すもう時期ではないかというように思っていますので、そういうこともやっています。

だから、こういうことに関して、企画部長が答えてくれるということになるんですが、本当に私が初めから言っていますように、個人の意識の問題で法定根拠がないところでふやせというのも非常に難しい問題だと思うんですが、この問題を避けて通ることもできないんで、それなりの考えがあればお聞かせ願いたいと。

それを第2回目の質問といたします。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（白席） 西川議員の再質問にお答えいたします。

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化など大きく変化しており、過疎の進む地域では、災害や防犯への対応の課題や都市化が進む地域での地縁といった意識の薄れなど、コミュニティ活動の希薄化が進んでおります。

自治区への加入率の低下は、地域コミュニティ活動を阻害する要因と認識しており、危機感を持っているところであり、協働のまちづくりを推進する上で、重要な課題の一つになっております。この課題に対応するためには、これまでの「行政主体」のまちづくりだけではなく、「市民と行政の協力」が必要不可欠となってきており、地域課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していかなければなりません。

そのため、第1次長期総合計画におきまして、政策目標の1番目に、「ともに参加し行動するまち」を掲げ、平成22年度に「協働のまちづくりの指針」を策定しております。

「公共サービスは、行政が担うもの」という従来の考え方を見直し、「市民ができること」は市民にお願いし、「行政がすべきこと」は行政が取り組むことをすみ分けする、新しい仕組みが必要となります。

「協働」とは、さまざまな地域の課題やニーズに対応し、新たな活力あるまちづくりを進めるために、市民、自治区、NPOや企業などの団体と行政がそれぞれ責任を分担して、お互いの足りない部分を助け合い、知恵を出し合い、手をつないで取り組んでいくことで、新たなまちづくりの可能性が無限に広がっていくと考えております。

その動きといたしまして、各種実行委員会主催の祭りや伝統を守り、復活・継承する取り組み、自治会活動の中でも自主防災組織の強化、消防団活動の推進、貴志川線の存続のため取り組み等、数多くの市民活動が市内で活発に実施されております。

また、「第2次紀の川市長期総合計画」の策定に当たりまして、市民の意見を反映するために、市民アンケートだけではなく、審議会委員の公募での参画や市民がまちづくりを考えるワークショップ方式を導入し、市民が意見交換を活発にする取り組みを行っております。

今後も、健全な自治区運営につながります協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 最近、県外の会議へ行くときよく言われるんですが、「和歌山、いいですね」と言うんです。「和歌山、何でいいんですか」と言ったら、「幹事長がいるし、二人大臣いるやないですか」、これは向こうの人が言ったんで僕が言ったことないんですけど。大阪の人と話ししていると、「大阪なんか頼りになる使えるやつは一人もいない」と言うんです。ここ僕が言ったんじゃないですよ、大阪の人が言ったんですけど。「これからは、和歌山へ頼みに行かなきゃあないな」というようなことも言われるぐらい、今、和歌山は非常に優位な状況にあるというようなことをよく言われます。そしてまた、おまけにというか、市長が二階幹事長と鶴保大臣と、非常に太いパイプをお持ちだということで、非常に優位な時期だというふうには思っています。

ただ、いろいろ国も改革しまして、ばらまきというのはよくないということもありまし

て、国が求める改革、これは石井君が前、質問したことあるんですが、国が求める改革を進めた自治体や地方税の徴収率の高い自治体に合わせて交付税を計算する。いわゆるトップランナー方式や農地の集積率によって予算を配分すると。要するに、実績主義を取り始めています。今までやったら、満遍なくというか、どこもそれなりに配ってくれたんですが、実績主義を取り上げています。そうしますと、当然のように市長や市行政の努力だけではどうしようもない、市民の協力と理解がないとこういう実績が上がらなということがありますので、それが当然のように必要になってくると。

市長については、加入率なんて大事な問題については、企画とまた地域振興課で話し合いながら、また我々議会人としても協力しながら処理していくんですが、要するに市民の協力と理解を得ながら今後進めていくというようなことを市長のお考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○副議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 西川泰弘議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

自治区への加入率の低下等々、非常に危惧することが多くなってきたと、私もそう感じております。というのは、行政の範囲が広くなり、5町合併して、市になった。何も都会になったわけではなく、隅々までの行政が行き渡りにくくなったことは事実だと思います。

そんな中で、いつも祭り事・行事等々で挨拶させていただくときには、自分たちの地域は自分たちで盛り上げていこう、また発展させていこうという、その集まりが紀の川市の発展につながるものだとということを常に御挨拶で申し上げておるところであります。

区長さん方や市議会の皆さん方、もちろんその区や市を代表する皆さん方の協力は大事であります。各単位での祭り事等々については、できるだけ存続をしていただく、そのことによって地域の皆さん方が参加する。みんな踊るときには一緒に踊る、遊びに行くときには、一緒に遊びに行くというそのことが、地域の発展はもちろんのこと、市の発展につながっていくという、そういうことをしていけないと、氏子であるお宮であっても、また檀家であるお寺さんであっても、本当にこの扱ひも難しくなっていくのではないかと感じておりました。

今後ともいろいろと検討していく中で、一人でも多くの皆さん方にいろいろな市の行事に参加をしていただき、そして御理解ある御協力をいただきながら自治区へも入ってもらえるような、そういうことを考えていかなきゃならんと、そのように思っております。

○副議長（坂本康隆君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 2時22分）